

# 決算特別委員会会議録

平成24年10月29日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 17:00

委員長

ただ今から、平成23年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。本日からの実質審査につきましてはお手元に配付しております「平成23年度決算特別委員会の審査順序」に記載のとおり審査していきたいと考えております。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に各款ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように、歳出は6つに、歳入は3つに区切って質疑をしていただきます。また、質疑は通告されているものから行っていただき、そのあとで通告以外の質疑があれば、お受けしたいと考えております。続いて、一般会計に対する総括質疑を行い、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。3番目に特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましては、一般会計と同様に、保留して最後に行いたいと思います。4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務に支障をきたすことがないように、各職場で仕事をさせていただくことにして、退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

最後に、先ほどおはかりいたしました、審査の過程で、対象となる款に関係のない方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

質疑通告を出しておりますけれど、成果意見書の中で、6コンプライアンスについて指摘されている事項に関連して質問させていただきますけれど、資料によると、都市建設部農業土木課の所管の法定外公共物占用料に係る事務処理について、法令遵守に背いて業務が処理されていたとの指摘がありますけれど、まず、なぜこのようなことが生じたのか、お尋ねいたします。

農業土木課長

占用事務は飯塚市法定外公共物管理条例に基づいて処理することとなっておりますが、この事務に関する職員のマニュアル及び法令に対する認識の欠如により、業務を担当者任せとし、管理者の業務管理ができていなかったことにより生じたものと思われま。

道祖委員

監査委員から指摘されましたけれど、その指摘に対してどのような措置を行ったのか、お尋ねいたします。

農業土木課長

占用利用者の的確な状況把握を行った上で、債権管理台帳、占用申請受付簿の整備を確実に行うことが基本であります。この台帳はシステムにより管理しているもので、占用者、占用物件内容、占用料金、申請更新時期、納付書及び督促状の発送状況、占用料納付状況、滞納状況などが確認できるものです。この台帳の整備により、担当者だけでなく管理監督者の確認ができるように改善し、占用申請受付簿を作成することにより申請者における滞納確認や適切な決済処理を行うように改善いたしました。また、占用料の滞納処理として個別訪問を実施することにより、占用者との交渉記録を残し、今後の対処に適切に対応できるように事跡保管に努めるようにいたしました。なお、監査指摘後の9月末現在で26件の個別訪問を行い、15件の滞納処理を行っております。

道祖委員

いま監査指摘後9月末ですね、26件の個別訪問を行い15件の滞納処理を行いましたということでありましたけれど、指摘後は今の答弁であったように、きちんと措置をするようにして、ちゃんとそれはきちんとやっておるのか、その点ちょっとまず確認させてください。

農業土木課長

監査指摘におきまして指摘されましたことを反省いたしまして、いま質問議員言われますように、適切に対応してまいっております。

道祖委員

ちょっと意地悪かもわかりませんが、事跡保管に努めるようにいたしましたと、その後事跡保管対象となったものが何件ありますか。

農業土木課長

先ほど個別訪問26件と申しましたが、その分につきまして事跡保管を行っております。

道祖委員

今後の再発防止の具体策はどうなっているのか、再度お尋ねいたします。

農業土木課長

監査委員からの指摘による各種管理台帳の整備はもちろんのことですが、事務が担当者任せにならないように管理監督職のチェック体制の強化を図るとともに、占用事務マニュアルと条例遵守に努めてまいります。また、前年までの滞納総額及び件数を下回ることを目標に、占用者及び物件の確認と占用料の滞納に対して個別訪問を行い、最終的には占用取り消しを見据えた対応をとっていく所存でございます。

道祖委員

担当課においては二度とこういうことが指摘されないように、きちんと管理をやっていたきたいと思います。一般質問でも行いましたけれど、職員研修をね、職階研修なり、どういふふうに行っていますかということをお尋ねしました。きちんとやっていると年に何回やりますと、延べ何人やっていますという答弁をいただいておりますけどね、それをきちんとやるとけばですね、こういう問題は生じないと私は思っているんですよ。職階の研修をやっているならば、何をしなくちゃいけないということは、課長クラスはどういう仕事、係長クラスはどういう仕事ということを研修の中でやっているはずでしょう。どうですか。

人事課長

いま質問委員からもご指摘ございましたとおり、管理職研修につきましては管理職として重要であります組織活性化のための事務マネジメント研修、あるいはそれぞれの職場に関するOJT研修等々につきまして研修を実施してきておるところでございます。今回このような厳

しいご指摘を受けまして、その研修内容の再度の見直し、あるいは研修効果の検証等について、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

道祖委員

やっぱり研修している内容が現場できちんとして行われていなかったから、このようなものが起きたというふうに理解するわけですよね。すると、いま人事課長がご答弁されたように、今後こういうことがないように対策を検討すると、それはもう当たり前だと私は思いますけれど、チェック体制がきちんとなっていないんじゃないかと思うんですよね。検討するってどういう形で検討するのか、研修した内容がどういうふうに守られているかということについては、まあ監査があるから監査の場でチェックされるんでしょうけれど、その監査の場でチェックされるのは最終的な問題ですよね。やっぱり人事課として職員研修をやっているなら、その効果についてきちんと効果、評価、そういうことをきちんとしていくべきだと私は思いますけど、そのことがやられてなかったというふうに理解していいんですか。それともう一つ、OJTのことをおっしゃいましたけどOJTというのは職場内教育ですよね。職場内教育をするのは誰なのかですよね。その点についてちょっと考え方を示していただきたいんですけど。

人事課長

基本的に、ただいまご質問のございました研修の内容についての確認でございますけれども、これにつきましてはそれぞれの研修におきまして、例えば効果測定ということでのアンケート調査あるいは派遣研修におけます研修内容の復命等々におきまして、その研修の効果を検証しているところではございます。この研修の成果と申しますのが、やはりすぐに効果が出るもの、あるいは長期間を要するもの、いろいろございます。そういった中でできるだけその効果については、先ほど申し上げましたような研修報告、あるいはアンケート調査等々によりまして確認をしておるところでございます。

また、OJT研修につきましてでございますけれども、こちらについてはやはり管理監督者が当然職場において業務内容、あるいはこれまでの行政の継続性等々につきまして研修するものと考えております。なお、飯塚市におきましては、OJTに関しまして非常に重要な研修であると位置付けていることから、飯塚市職場研修推進要綱を定めておりまして、この中において基本的には管理監督職、係長職以上をOJT研修推進員といたしまして、各職場において研修を行うことを定めております。このことにつきましては人材育成基本計画の中においても明確化しているところでございます。したがって、一義的にはやはり各職場の管理監督職がOJT推進員として指導してまいる必要があると考えております。

道祖委員

そのとおりだと私も思っているんですけどね。思っていますけれど、ただ、こういうふうに指摘されたということは、人事課の考え方が各部課長なり職員に対して浸透していない。だから、結果として表面的な研修だけで、結果として漏れが出てきている。そういうことになりかねないんじゃないですか。やってる、やってる、人事課が今の考えでやっておればこういうことを指摘されないんですよ。ずっとやっているんだ、目標を決めてから、総合計画の中で研修をやっていきます、とやってきている。だけど、漏れがあつて指摘されたと。

指摘された後、検討しますと言っていますけれども、どうやってチェックするのか。具体的なチェックの仕方、アンケートを取って云々と言っていますけれども、今度は農業土木のほうで指摘されているけど、他のところはこういう漏れはないんですか。この指摘を受けた後、人事課としてこういうことについて指摘されているけれど、農業土木課以外のところにこの指摘されたことについての意味合いとか、そういうことについての調査なり職場の取り組み、指摘後の取り組みに対して何か指導とかそういうことをしましたか。通達とか。こういうことが指摘されてるけど、各課でこういうことはあつておるのか、あつてないのか再度自分たちでチェッ

クするようにとか、今後こういうことがないようにとか、そういうことは指導されたんですか。

人事課長

今ご指摘の監査委員からの指摘事項につきましては、必ず毎年度合議という形でその内容について確認をさせていただいております。その中で当然担当課において事務処理すべき事項等について回答という形で、担当課がいろいろチェック体制、今後の体制について回答しております。そういった内容等も含め確認をしながら、事項によりましては発生した状況等々につきまして、各個別に報告の提出を求めているところでございます。そういった中で全体的な管理監督、このような指摘事項、当然あってはならない不適切な事務処理につきましては、ことあるごとに所属長会議等々におきまして、そのようなことのないよう強く指導しているところでございます。

道祖委員

指導したという確認はちゃんと取った。部課長たちに言って、各課で部長なりが各課にそういうことを指導したと、通達したとか、こんなことがないようにという通達文書を出して見ましたという印鑑でも取った、確認の。言っただけってことになるんじゃないの。今までどおりになるんじゃないの。そこんところが大事なんじゃないかと思えますよ。監査委員から法令順守ですよ、コンプライアンス。英語を使うはいかがかなと思えますけど。それを指摘されて、従来どおり指摘されたから問題のないようにということは人事課長が、総務部を通じて各部長なり、課長まで落としました。課長まで落とされたのか。その課の課員、係長なりはそれを聞いたのか。例えばここでこういうことが指摘されているということは全職員がわかっているのか。自分が印鑑を押すところを間違っただけで印鑑を押したと、上司に相談なく印鑑を押しましたということですよ。そういうことがないようにということは、ちゃんと各職員に通じているのかどうかということなんです。それを確認しとかなないとまた出てきますよ、これ。

もうひとつ言うと再三言っていますけど、一般質問でも言いましたけど、OJTの責任者は課長であると。課長がきちんとですね、課長が責任持ってOJTをやってもらわないと、今度は職員が課長の能力によってその部署の職員は評価されるわけですよ。その課長に能力があるなしによって評価が、今度は異動しますからね、職員さんは。Aという職場ではこのやり方がよかった。Bという職場になったらそのAという職場のやり方は違いますとかいうことになったら、それは異動したときに職員さんが、人事評価が入るから、「何だお前そんなことも知らないのか」と、「いや前の課ではそんなことは習っていません。」とか言ってね、評価する人は課長ですもんね。課長、係長がするんでしょう、上司が。そういうむらがあったら職員は困るんですよ。その辺をですね、やっぱり徹底してもらわないと、ことしから人事評価を入れたんだから、この点を僕は強調して一般質問から言っているつもりなんです。

だから部課長の責任というのは重大だということなんです。評価制度を入れるとき評価者の能力が、悪いですけど、ちょっとレベルの差があると非常に困る。だから、そういうことのないようにやっていただきたい。再度人事課長はチェックをちゃんと、こういう事例について、指摘された事例について職員が知っているのか知らないかぐらいのアンケートをとったほうがいいと思いますよ。こういうことがあって部課長から指導があったか、課の中で指導があったかどうか、最低それだけはやってくださいよ。検討します、検討しますと言ったって、検討する内容がただ上位下達で言うだけでは話は進まないと思います。これからはやっぱり、再三言っておりますけど優秀な人材で固めていってもらわないと行政は困ると思います。人事課長が答える、それとも総務部長、副市長、市長、最後にきちんと考え方を示してください。

総務部長

誠に質問委員が言われますとおりでございます。今回の案件につきましては、慙愧に堪えない残念な案件だと思っております。私ども、9月の段階で全課長に対しまして、所属長会議

の中でこの案件を説明し、しっかりとしたチェックをするように、課長職として、管理監督職として対応するように指導いたしました。いま質問者言われますように、アンケート等も含めてしっかりと対応してまいたと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

結びの中で38ページに生活保護費のことが書いてあるんですが、2の歳出についてのところですね。前年度より増加して本市の財政を圧迫し続けていますという文言にもものすごく引がかかるんですが、生活保護費が増えたことで飯塚市の財政を圧迫するのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

監査事務局長

審査意見書、ピンクの表紙の12ページから説明させていただきます。歳出の欄で真ん中のほうに表をつけております。民生費、これが268億円ということで、本市の歳出予算の46.8%になっております。次のページをめくっていただきまして、13ページの下のほうに生活保護費について資料と一緒に文章をつくっておりますけれども、この中で保護費の推移を3カ年分載せております。扶助費で言いますと、平成21年度が94億円だったものが22年度99億円、23年度100億円を超えたと、生活保護費全体で言いますと、3億4千万円増加ということになっております。生活保護費は国庫負担金で4分の3、国のほうから負担金としていただきます。例えばこの3億4千万円、このうちの4分の3、これが国庫負担金になります。当然、地方交付税で措置される分もございますけれども、歳出予算において本市の歳出予算600億円の100億円、これが年々増加し続けるということは、市にとっては非常に大きなものというふうに考えております。

宮嶋委員

この市が負担する分の100億円ですけれども、地方交付税で全額措置されるわけではないんですか。

監査事務局長

措置されるから圧迫しないとかいうことじゃないと思います。当然のことながら、算定の基礎にはなっておりますけれども、単費で1度予算化いたしますので、これは市にとっては大きな負担になると思います。

宮嶋委員

地方交付税できちんと手当てされるものであるから、1度出さないといけませんけど、きちんと戻ってくるわけでしょう。だからこれが増えることで財政を圧迫するというそういう考え方がちょっとわからないんです。

財政課長

生活保護費に関しまして委員おっしゃっておりますように、4分の3が国庫負担で、残る4分の1が地方交付税の基準財政需要額に算入はされます。ただし、普通交付税の仕組みとしまして、需要額と収入額の差が交付税として交付されますので、本市の場合ですと収入額と需要額の差が財政力指数ということで出ておりますが、本市の場合0.5ぐらいになりますので、約その半分が交付税で措置されまして、残る半分を市の持ち出しと言いますか、そのような形になっております。ですから、生活保護費が増えますとその4分の1の約半分に相当する分が市の持ち出しという形で一般財源を充てているという形になっております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

38ページですけど、補助金についてという項目があるんですが、事業運営において潤沢な資金を有する団体への補助、明確な理由のない事前交付等が見られましたというふうに書いてありますが、このことをちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

監査事務局長

補助金の執行につきましては、これは決算審査及び定期監査等で問題があったところについては指摘を行っております。ただ、繰越金をですね、例えば100万円を持っている団体に対してそれと同額の補助金を出しているというようなところもございます。当然のことながら、年度当初その繰越金を事業の運営資金に充てて執行されているところもあるかと思いますが、決算においてはまたその金額が全額残るとかいうところがございます。そういうことがございますので補助金の執行につきましては、それを事前交付したりしているところがございますので、交付のやり方、それから補助金について見直しをやってくださいということで、このような文章にしております。

宮嶋委員

ここでは何でしょうけども、その具体的なことを教えていただけますでしょうか。あとからですね、資料をいただきたい。

委員長

なるべく通告は事前をお願いします。ほかに質疑はありませんか。監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10:28

再開 10:29

委員会を再開いたします。

「認定第1号 平成23年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。各款ごとの質疑に入ります。まず第1款 議会費及び第2款 総務費130ページから160ページまでの質疑を許します。なお質疑される際には事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。まず質疑事項一覧表に記載されています上野委員に質疑を許します。

上野委員

おはようございます。上野です。132ページ、一般管理費、詳細133ページの下から10行目ほどにあります。健康診断手数料についてお伺いいたします。職員、嘱託職員、臨時職員それぞれに分かれて決算金額が上がっておりますが、受診状況や受診率がどのようになっているか、教えてください。

人事課長

各健康診断につきまして、ご答弁申し上げます。平成23年度職員の健康診断につきましては、平成23年10月28日から同11月21日までのうち16日間、本庁及び各支所の区域において、合計で933名を対象に実施いたしました。そのうち、受診者数は911名でございまして、受診率は97.6%となっております。次に再任用、嘱託職員につきましては、平成23年12月2日から翌24年1月10日までのうち、13日間、対象者が272名、受診者264名で、受診率は97.1%でございます。また臨時職員につきましては、23年9月26日から30日までの5日間、対象者は277名、受診者は273名、受診率は98.6%となっております。なお、受診率につきまして100%となっていない理由といたしましては、当日病気休暇、あるいは産前産後の休暇中、あるいは人間ドック等によりまして、他の検査において検査項目を受診しているというご本人からの申し出によりまして受診していないということでの未受診ということになっております。

上野委員

受診される時間帯と所要時間はどのようになっていますか。

人事課長

職員の健康診断につきましては、受付といたしましては業務開始の8時30分より行っておりまして、検査に要する時間といたしまして、年代による検査項目等の違いによりまして異なっておりまして、おおむね20歳代の職員であれば30分程度、50歳代となりますと2時間半程度となっているところでございます。

上野委員

各業務への支障はありませんか。

人事課長

受診につきましては、事前に受診予定日を各職員所属に通知をしております。その中で業務に支障のある場合につきましては、それぞれ変更という形で対応しているところでございます。また、どうしてもその期間内に受診できなかった場合については予備日を設定したり、あるいは直接検査センターのほうへ出向いていただく等によりまして、業務に支障のないよう対応しているところでございます。

上野委員

健康診断を受けられる際に、診断が受けやすいような着替えをされていると思うんですが、どのようにされておりますか。

人事課長

本庁舎以外の施設につきましては、男女とも更衣室等を利用して対応してございます。なお本庁舎につきましては、合併後職員数の増加、あるいは組織機構の再編等によりまして庁舎内の執務スペースも狭くなっており、会議室や文書庫等を確保する必要等によりまして、何とか女性更衣室については3室を準備しておりますが、男性用の更衣室については確保できていないというのが現状でございます。現状といたしましては、男子職員については執務室に隣接しております書庫、あるいは倉庫等によって更衣をお願いしているところでございます。

上野委員

1年に1回の健康診断の更衣室という考え方では必要ないかもしれませんが、職員さんの健康管理、福利厚生等を考えるとですね、休養室等は必要であるというふうに思いますが、どのようにお考えですか。

人事課長

質問委員お話しのとおり、男子更衣室や休養室、福利厚生施設として整備していく必要があるものと考えております。現在、本庁舎において新たに確保することが非常に難しい状況ではございます。今後、新庁舎基本建設計画にも記載がありまして、新庁舎建設の際にはこのような福利厚生施設として職員に関する機能といたしまして、必要な範囲内において休養室、あるいは休憩室、職員の更衣室等を含めまして整備を図っていく必要があると認識しております。このような形の中で各課と調整をしまいたいというふうに考えております。

上野委員

いま言われたように、新庁舎建設の委員会のほうで大きさとか陣容とか、金額については、種々審査をさせていただいておりますが、必要なものは必要なものとしてきちんと措置をさせていただくように各課で調整を図っていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

委員長

次に134ページ、一般管理費、行財政改革推進費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

134ページの行財政改革推進費ですが、現在行革が実施をされておりますが、現在までの状況、効果額はどのようなふうになっているのか、お尋ねします。

行財政改革推進室主幹

平成21年度に行財政改革実施計画第一次改訂版を策定いたしまして、行政内部の改革を中心として、現在46の推進項目に取り組んでいるところでございます。この計画の平成23年度の効果ということでございますが、計画額12億2200万円に対しまして、13億1515万円となっております。9315万円の効果増となっております。その主な内容でございますが、効果額が大きい推進項目としまして、定員適正化計画の策定、実施、職員の削減があげられます。また、主に事務事業全般の見直しや市税等徴収率の増等の内容からなりますその他業務等の見直しの推進項目では、社会経済情勢の悪化などに伴い効果減となっているところでございます。

宮嶋委員

資料の20ページから23ページにかけてそれぞれがちょっと書いてありますけれども、数字がなかなか入っていないところもありますが、これはやはり出すのが難しいのでしょうか。

行財政改革推進室主幹

いま言われております計画で、金額が入っていないものもございまして。計画で入っていないものについては算出が難しいものもございまして、もともと数字としては表せないものがこの空白の部分でございまして。今お尋ねの中で、行革の改訂版の実施状況でトータルとして46項目ございましてけれども、実施したものと未実施ということであげますと、今までで実施したものは28項目、60.9%、未実施につきましては18件の39.1%となっております。ただ、今後できる限り数字として把握できるものはしていきたいと思っております。

宮嶋委員

これの39番の今の答弁にありました定員適正化計画ということで、職員の減で大変な人数が減らされてきております。この数字の推移をちょっと教えてください。

行財政改革推進室主幹

この計画は先ほど申しましたように、平成21年度からの計画となっております。平成21年度の計画数は1,009人が基準でございます。それで5年間、平成26年4月1日までに879人とすると、130人を削減するという計画で行っております。その推移でございますけれども、21年が1,009人に対しまして22年度が961人、23年度が934人、24年度が907人、24年4月1日現在の職員数が907人という推移となっております。

宮嶋委員

合併当初からしたら随分な数が減っていると思うんですが、この職員の数が減ったのと、再任用だとか臨時職員だとかいう数があると思うんですが、その辺の関係はどんなふうになっておりますか。

人事課長

いま質問委員のご質問の数字についてお答えいたします。平成21年度からの数字で申し上げますと、嘱託職員が139名、臨時職員が393名となっております。22年度におきましては、嘱託148名、臨時職員366名でございます。決算、昨年度でございますが、嘱託職員が169名、臨時職員が372名となっております。推移といたしましてはその時の状況によりまして異なっております。例えば、選挙がありますと臨時職員をそのとき大量に雇うというふうな状況もございまして。全体的な推移といたしましては、22年度、23年度を比較いたしますと、嘱託職員では若干21名の増、臨時職員では逆に41名の減というふうな形で推移をしております。

宮嶋委員



職員を大幅に減らすことで職務上でいろいろ大変になっているんでないかなと思うのと、職員を減らした分がそういう再任用だとか臨時職員の雇用ということでは、経済効果が図られているのかなという疑問が少し残りますが、いかがでしょうか。

行財政改革推進室主幹

今お尋ねのこの39番の項目でございますけれども、1億3409万6千円の効果に対して4億5347万9千円、これにつきましては代替措置、これはもともとの計画が退職者の3分の1を新規採用、3分の1を代替措置、臨職、再任用、嘱託といった形で代替措置。それから3分の1は削減という形で取り組んでおります。このございますけれども、代替措置をとりました嘱託、再任用の金額については、この分は除いております。そういった形で純然たる効果としてはこういう形で上がっているということでございます。

委員長

次に134ページ、総務管理費、顧問弁護士委託料・無料法律相談委託料、全般弁護士謝礼金について小幡委員に質疑を許します。

小幡委員

134ページ、総務管理費ですね。備考のところに顧問弁護士委託料110万円台の委託料が出ておりますけれども、本市における顧問弁護士の状況について教えてください。

総務課長

現在、飯塚市の顧問弁護士は1名で、総務課のほうで把握しております案件の数で申しますと、市の業務に関する法律問題に関しまして年間30件から40件程度の案件の相談にあたっていただいております。ただ、1つの案件については、2度、3度と相談することがございますので、相談回数といたしましてはこの案件の数より多いものと考えております。なお、委託料はそこに記載のありますとおり年額110万6400円で、月額にいたしますと9万2200円という状況でございます。

小幡委員

これは顧問弁護士の委託料の考え方によっては基本料的な考えでよろしいんですね。各費目のところに、たびたび弁護士の相談謝礼金というのが上がってきております。今回23年度の弁護士謝礼金、市全体としていくらになりますでしょうか。

総務課長

弁護士謝礼金につきましては、所管課による予算措置が行われるため各課にまたがっておりますが、総務課のほうで確認をいたしましたところ、平成23年度決算におけます訴訟の際の弁護士謝礼金につきましては、6件の訴訟と1件の調停で合計7件、所管課といたしましては6課でございますが、この7件の事件につきまして総額828万4380円を支払っております。

小幡委員

ちょっと再確認ですが、顧問弁護士の委託料110万円ありましたよね。このほかに総額828万円、23年度かかったということでしょうか。

総務課長

委員が申されるとおりでございます。

小幡委員

わかりました。約1千万弱ですね、合計しますと。これだけの弁護士の謝礼金、基礎自治体の運営には、飯塚市としては必要だということですが、案件が上がるか上がらないかで、推測というのはできないことなんでしょうけども、通常この弁護士の謝礼金等は、予算計上はどのような考えで計上されているんでしょうか。

総務課長

顧問弁護士の委託契約につきましては、年間を通じての契約でございますので、総務課のほうで当初予算に計上させていただいております。訴訟の際の弁護士謝礼金につきましては、当初予算の編成時には訴訟の開始、あるいは終結が想定できませんので、訴訟の都度、各所管課のほうで補正予算等で計上させていただいているところでございます。

小幡委員

その訴訟の際の弁護士の謝礼金の算出は、どのようにして行われておりますでしょうか。

総務課長

訴訟の際の弁護士の報酬につきましては、訴訟の対象物の評価額に一定の率を乗じまして算出した金額に、事件の難易度等に応じた増減を加味して算出をされております。この率につきましては、以前は弁護士会で定める基準がございましたが、平成16年4月から弁護士法の改正によりまして自由化され、この基準がなくなっております。ただ、顧問弁護士に訴訟を委任する際の弁護士謝礼金につきましては、廃止された報酬基準より若干低めの金額で算出したうえで、顧問契約によります減額等の措置もされた中で算出をされているようでございます。

小幡委員

23年度は訴訟が6件と調停が1件でしたけれども、次の質問で135ページにですね、無料法律相談委託料、240万円が上がっております。基本的にこれは一般市民の方の無料相談という弁護士費用なんでしょうけれども、240万円、23年度、例年これ増減はあるんでしょうか。

市民活動推進課長

この240万の委託料につきましては、過去3年間増減はございません。

小幡委員

3年間はずっと240万円を計上して、このような予算内で無料相談をやってきたということですね。この相談件数は何件ありますでしょうか。

市民活動推進課長

平成23年度の相談件数は457件でございます。

小幡委員

過去3年間も240万円で固定しますよね、23年度は457件の相談があったということですが、これは相談件数がもし増えても、増減ですね、減っても240万円は変わらないということでしょうか。

市民活動推進課長

そのとおりでございます。

小幡委員

いま電卓がありませんが240万円で、457件。1件当たり5千円ちょっとですよ、1件の相談が。私が仮に市民にとして相談に行きますよね、これは無料でいいわけですね、私も。1回の相談で終わらず3回、4回、5回と仮にかかったと、その場合も無料相談というのはずっとOKなんですか、それとも限界があるんですか。1人あたりの相談というのは。

市民活動推進課長

1年度につき飯塚市民の方が1回無料でございまして、2回目以降につきましては本人の費用の負担となります。

小幡委員

了解しました。利用方法と金額等はわかりましたけれども、費用対効果ですね、240万円固定ということで3カ年支出されておりますけれども、担当課としまして必要であるというのは十分わかりますけれども、費用対効果の面からしてはどのような考えをお持ちでしょうか。

市民活動推進課長

本事業は、弁護士による専門的な相談を必要としている市民に対しまして、その機会を提供しまして、問題解決の一助とすることを目的としております。相談をきっかけに法的整理ができて、自立を決心された方など、電話や直接窓口に来てお礼を述べられる方など多数おられます。トラブルを抱える市民の安全・安心を守ることに十分貢献できていると思っておりますので、十分な効果があると考えております。

小幡委員

わかりました。総括になりますけれども、総務課のほうにちょっと質問します。先ほど弁護士の委託料、固定した委託料と案件に応じての謝礼金とこの相談、これはすべて合計した額でよろしいですか。結局、顧問弁護士に支払っている23年度の総額的には、先ほど顧問弁護士の委託料と案件に応じたので、約1千万円弱ありましたよね。これに無料法律相談の240万円はまた別でしょう。合計すれば約1200万円前後かかっているということではよろしいんですか。

総務課長

合計の数字でいま申されましたけども、訴訟については顧問弁護士でない方もおられますので、すべてがということではございません。

小幡委員

では、案件とか無料相談は、それぞれ飯塚市在住のほかの弁護士さんにケースバイケースで頼んでいるということですから、うちの顧問弁護士が一手に引き受けているわけではないということではいいわけですね、わかりました。

委員長

では次に138ページ、会計管理費、指定金融機関派出所事務取扱手数料について上野委員の質疑を許します。

上野委員

138ページ、会計管理費、指定金融機関派出所事務取扱手数料についてお伺いします。まず、指定金融機関とはどういうものなのか、教えてください。

会計管理者

指定金融機関とは、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づきまして、地方公共団体が公金の収納又は支払いの事務を行わせるために、議会の議決を経て指定した金融機関でございます。

上野委員

本市の指定金融機関はどのようになっていますか。

会計管理者

本市では現在、株式会社福岡銀行を指定しております。

上野委員

福岡銀行を指定金融機関とした理由、経緯を教えてください。

会計管理者

福岡銀行につきましては、合併以前から1市4町の指定金融機関として長年にわたり公金の収納、支払い事務に携わり、正確かつ適正な公金事務の実績があることに加え、経営状況も健全であることから指定されたものと考えております。

上野委員

この手数料735万円ですが、この内訳はどうなっていますか。

会計管理者

この指定金融機関に対する派出所事務取扱手数料735万円の内訳といたしましては、派出所職員一人当たりの事務取扱手数料が105万円で、本庁及び各支所、本庁3名で、それから

穂波、筑穂、庄内及び穎田、各支所所に各1名でございますが、合計7名の派遣職員の分となっております。

上野委員

この1人105万円という手数料の金額は適正なんでしょうか。

会計管理者

この手数料につきましては、銀行が派遣している社員にかかる経費の一部補てん的な意味合いが強く、県内各市の状況といたしましては、県内28市中本市を含め20の自治体において派出所事務取扱手数料として出ており、そのうち18自治体が本市と同額の1人当たり105万円の手数を負担しております、正当な額というふうに考えております。

上野委員

指定金融機関の交代制については、どのようにお考えでしょうか。

会計管理者

県内28市中8つの自治体、これは北九州、糸島、豊前、小郡、筑紫野、宗像、うきは、朝倉、この8つの自治体で指定金融機関の交代制を導入いたしております。本市におきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、合併前から1市4町において福岡銀行を指定金融機関としており、長年にわたって公金の収納、支払い事務に携わっていただきまして、正確かつ適正な公金事務の実績がございます。そうしたことから、現在のところ変更や交代制の導入については考えておりません。

上野委員

民間の金融機関さんが、正確で公正な公金の取り扱いをするということは、普通考えると、どこの金融機関さんでも大丈夫じゃないかなというふうには思っています。この交代制の導入が歳出削減につながるのかどうかというような検討をまずやっていただいて、これから先の行財政改革に寄与していただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

次に144ページ、地域振興費、バス路線維持費について上野委員の質疑を許します。

上野委員

バス路線維持費についてお伺いいたします。3路線計上がありますが、それぞれ負担金、かなりのばらつきがあるんですが、どのような理由で算出されているのか、教えてください。

商工観光課長

算出の根拠ということでございますが、積算根拠といたしましては、路線バスを1年間運行するに当たりまして、必要となる総経費から運送収入、いわゆるバスの料金になります、を差し引きまして、赤字が出た分について国、県及び運行する自治体で赤字分を案分するものでございます。

上野委員

国、県及び自治体の赤字補てんの割合はどのようになっていますか。

商工観光課長

負担割合ということでございますが、国及び県が補助対象経費の20分の9、これは国県同額でございます。残った赤字分を各自治体で負担をするという形になっております。

上野委員

3千万円を超える赤字の負担ということですが、今後、この補てんを減らしていくために、何か方策を検討されているようなことがありますか。

商工観光課長

赤字補てんを減らす方策ということでございますが、通勤、通学や通院等で利用されておられる方もいらっしゃいます。一番の方策はより多くの方にバスを利用していただくことが必要

と考えております。現在、バス利用促進キャンペーンというものを年1回県と連携をしながらやっているところでございます。大都市であれば多くの利用者があるわけでございますけれども、地方になりますとどうしても移動手段が自家用車中心ということが現状でございます。今後利用が少ない路線等の見直しも含め、検討を進めていく必要があるかと考えておりますが、できるだけ多くの方にバスに乗っていただければと思っております。

上野委員

経路の見直しですとか、コミュニティバスとかの連携も鑑みていただいて、市民にとってより便利なバスの運行になるように検討していただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:10

委員会を再開いたします。次に144ページ、地域振興費、まちづくり推進支援事業委託料について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

まちづくり推進支援事業委託料についてお尋ねをいたします。この事業については取り組まれてから2年ぐらい経つと思いますけれども、これまでの成果がどのように上がっているのか、お尋ねいたします。

総合政策課長

現時点での取り組み状況でございますが、平成22年10月からこの取り組みを始めまして、市民の方との意見交換会も現時点で22回を数えております。さらに旧筑穂町の職員で組織をしております内部会議、これにつきましても15回開催しております。その間、食を題材にいたしましたイベントを4回開催しておりまして、そのイベントを通じまして筑穂の地域資源を発掘してまいりました。また特産品の核といたしまして、筑穂牛にターゲットを絞った取り組みも並行して行っております。まちづくりの核は人、いわゆる人材だととらえておりますので、この部分に焦点を当てて現在まで筑穂のまちづくりに取り組んでおります。

梶原委員

今しっかり取り組んでいただいておりますということですが、その成果の中で目に見えてこれがというものがあれば、教えていただきたいと思いますが。

総合政策課長

ただいま説明しましたとおり、地域資源の発掘は進んでおりますが、具体的な取り組みにつきましては、イベント等が中心となっており筑穂牛を通じましてJAと提携し加工品の研究にこぎつけることができっております。具体的なメニューは今後出てくると思われませんが、今まで思うようにJAが動いてくれなかった中で、この筑穂のまちづくりの取り組みが1つのきっかけとなり、具現化に向けて進んでおります。また、肥育農家の若手の方にも非常に情熱を持って取り組んでおられる方がおり、このような方のよい刺激になっていることは間違いないというふうに考えております。

梶原委員

目に見えた成果が上がったということですが、それではいま全市的にまちづくり協議会の設置が進んでおるところですが、この部分についてはいろいろなところで、それぞれのまちづくりが行われることだろうと思っておりますけれども、この部分でこの筑穂のまちづくりの中に入れていただけるわけですが、今後それぞれの地域でまちづくり協議会が発足するわけですね。筑穂のまちづくり協議会は発足しておりますが、そのまちづくり協議会との兼ね合いというのはどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

総合政策課長

まちづくり協議会との兼ね合いということでございますが、筑穂のまちづくりでございますので、当然ながらまちづくり協議会とは連携を図る必要があるというふうに考えております。現在、少しずつではありますが、その関係者にも情報を提供しながら進めております。将来ビジョンといたしましては、やはりまちづくり協議会がこのような地域を活性化させる取り組みをしていただくことが、最も望ましいというふうに考えております。まだまだ醸成までには時間がかかりますが、慌てずにじっくりと取り組みまして団体の垣根を取り払っていければというふうに考えております。

梶原委員

しっかり団体の垣根をとっていただきたいと思いますが、それではこのまちづくりの中で地域の特産物とか、それから農業振興に関わって取り組んでおられるところでございますけれども、その中で農業の従事者、特に女性起業家等についてはどのような考えでおられるのか、お尋ねいたします。

総合政策課長

この筑穂のまちづくりにおきましては、農業従事者にも光を当てていくということも非常に重要であるというふうに考えております。現在、取り組みの中にそのような方も入っていただいております。このような方々に元気が出るような具体的な取り組みにつきまして、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

梶原委員

ぜひやっていただきたいと思いますが、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、この取り組みは筑穂地区が活性化するというようなことで考えておられますけれども、それについては大変ありがたいと思いますが、将来的にはこの筑穂地区だけではなくて市全体を見据えたこのような活性化の取り組みを行っていただきたいと思います。中心市街地の活性化だけでは飯塚市の発展はないと思っております。それぞれの地区にある特徴をしっかりと把握し、人材、文化、施設等のパフォーマンスを最大限に生かす仕掛けを考えていただきたいと、そういうふうに思うわけですが、それについては行政の重要な役割がここにあると思っております。しかし、それだけではまだ足りない部分があると思っております。地域の力をしっかりと活用の中に入れていただければと思っておりますが、その地域の方々の声に耳を傾けていただいて、これからもしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、筑穂のまちづくりも25年度には大きな動きがあると思っておりますが、農業を中心とした、また過疎という地域でありますので、ツールとして過疎債の活用も可能な地域でありますので、これをしっかりと活用していただきたいと思っております。現在、にぎわいの消えかけている筑穂庁舎や総合福祉センター等の施設の有効な活用をぜひとも具体化していただきたいと思っております。また旧町のまちづくりの1つの先駆的な例をこの筑穂地区でつくり上げていただいて、また潁田、庄内、穂波とどんどん活性化を図っていただくように要望して終わります。

委員長

では、次に144ページ、地域振興費、地域コミュニティ活動推進補助金について、梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

この地域コミュニティ活動推進補助金ですが、まちづくり協議会の立ち上げ資金だと思っておりますが、23年度は70万円の補助金が支出されております。それについては7つのまちづくり協議会のほうから予算要求があったということで解釈しておりますが、潁田まちづくり協議会については別に補助金が出ているわけですが、残りの4つのまちづくり協議会については補助金の申請がなかったのかどうか、お尋ねいたします。

市民活動推進課長

質問者のおっしゃるとおりでございます。

梶原委員

そうすると4つのまちづくり協議会に職員を派遣していただいて、協議会の発足に向けて準備をされておったと思うんですけども、その辺がもう少し足らなかったのではなからうかと思っております。それでは申請がなかったまちづくり協議会については何か特段の理由があるのかどうか、お尋ねをいたします。

市民活動推進課長

平成23年度末に準備会の設立が行われた、また設立準備を行う上で補助金の必要性がなかったというような理由が考えられます。

梶原委員

補助金の必要性がなかったという理由が考えられるということですが、必要な予算を組んだわけですから、その分についてやはりしっかりした形で理由づけをしていただきたいと思います。それでは平成24年度の補助金申請の現状はどのようになっていますか。

市民活動推進課長

平成24年度と同補助金につきましては本日現在で8地区から申請があり、補助金の交付、または事務を進めております。その他の地区につきましても申請書の提出があり次第、補助金交付を行います。なお、今月19日及び22日にまちづくり協議会等の代表者に各地区の運営や活動状況、また活動に当たっての問題点等について発表していただき、相互理解を深める機会を持ちました。市民活動推進課からは飯塚市が目指す協働のまちづくりについて、今後のまちづくり協議会の活動について、また、まちづくり協議会の補助金についてなどの説明を行いました。

梶原委員

今年度、今のところ8地区からの補助金申請があったということですが、この補助金制度が今年度で一応なくなるということですよ。その中で今のところ穎田のまちづくり協議会については合併当初からずっと予算がついておりますけれども、まだ拡充していただかなければならないと思っております。その中で、残りの地区については来年度からの補助金というか、活動資金の部分の項目が今のところ上がってこないだろうと思っておりますが、それぞれの地域で25年度から正式にまちづくり協議会の発足と同時に事業計画等が上がってくると思うんですよ。その部分で早急に予算をあげていただければと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

委員長

次に148ページ、人権同和推進費、人権同和对策事業決算総括について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

148ページ、人権同和推進費です。まず資料で24ページ、人権同和对策事業決算総括表というのを出示していただいておりますので、それに基づきまして、まず予算総括表の中の歳入部分についての説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

決算総括表の中の歳入についてご説明申し上げます。平成23年度の歳入総額といたしましては、3755万6千円となっております。前年度比1325万9千円の減額となっております。その主な要因といたしましては、隣保館事業費につきまして、伊岐須会館が22年度で隣保館の用途を廃止いたしましたことによりまして、隣保館運営事業費補助金が1244万4千円減額となっております。また、人権同和问题啓発費補助金が解放子ども会の事業

費の減によりまして77万3千円の減となっております。

宮嶋委員

それでは続いて、歳出のほうもお願いいたします。

人権同和政策課長

歳出につきましては、平成23年度歳出総額は2億613万9千2百円となっております、前年度比422万5千円の減となっております。歳出について増減の主な大きな項目といたしましては、幸袋西町集会所の新築工事を行ったため、工事請負費が1487万4千円の増となっております。補助金につきましては、同和団体への補助金を削減いたしましたことから499万8千円の減額となっております。人件費につきましては、人権同和推進課と人権同和教育課の統合により職員数が減員となったことから、トータルで1230万9千円の減額となっております。

宮嶋委員

まず歳出のほうですけれども、幸袋西町集会所の新築工事費っていうのが大きな金額であがっていますね。建替工事等で3667万8千円というような数字で出ておりますけれども、この集会所の新築工事、この内容についてお尋ねをいたします。

人権同和政策課長

工事請負費の旧幸袋西町集会所につきましては、昭和50年に建設いたしておりました。これが用地の大半が軟弱地盤であったこと、あるいは鋼管杭を打つなどの対策も講じてまいっておりましたけれども、建物の沈下がひどく建具の開閉もできなくなるなど、利用に支障を来したこと、あるいは敷地も借地であったこと、また共同利用している地元自治会からも要望があったことなどから新築移転を行った次第でございます。新施設は軽量鉄骨造コロニアル葺平屋建でございます、建築面積といたしましては139.17平米、敷地面積といたしましては1,330平米、総工費3467万3100円となっております。

宮嶋委員

総工費がちょっと違うんじゃないですか。3600万円と書いてありますけど。

人権同和政策課長

いま申し上げましたのは新しく建てた建物の総工費でございます。決算書に載っておりますのは旧集会所の解体費総額も入っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

宮嶋委員

通常そういう解体費とかいうのは建て替え、等というのが入っているんですね、工事費に含まれるんですかね、わかりにくいのできちんとやっていただきたいなというふうに思います。それから、これは全額市費で地元負担というのではないというふうに考えてよろしいですか。

人権同和政策課長

全額を市費の単費でございます。

宮嶋委員

こういう、いわゆる集会所、もろもろの農機具だとか、同和関係の納骨堂とかたくさんある同和館を管理している分があると思うんですが、これについては今後もこのように単費が必要があれば、要望があれば改修をしていくということでしょうか。

人権同和政策課長

市内に同和関連の集会所並びに納骨堂を合わせて80幾つございます。これにつきましては、市の行政財産となっておりますことから、補修、改修等は市が責任を持って行っていくというふうに考えております。しかしながら、公共施設の検討委員会の中の第1次実施計画にものせておりますように、今後は地元移譲の方向で考えていくということでございますので、現在鋭意関係団体とも協議を進めておるところでございます。



宮嶋委員

それはいつまでという期限は区切っていないわけですかね。

人権同和政策課長

市といたしましてもできるだけ早い時期に、この地元移譲を完了していきたいというふうには考えておりますけれども、なにぶん施設数が多くございますので、なかなか関係団体との協議もうまく進捗しない状況もございますけれども、出来るだけ早い時期に移譲を行ってまいりたいというふうに考えております。

宮嶋委員

関係団体というのがどこなのかなと思います。いわゆる地域の自治公民館というのはやっぱり皆さんの募金だとか、市からの補助金というのがありますが、そういうことで建てられています。こういう集会所について、特別扱的なことをずっとやっていったのでは、差別意識というのがなくなる、逆効果になるのではないかなというふうに思います。今80幾つかあるとおっしゃいましたけれども、それぞれメニューをつくってどういう自治会と話し合いをしていくのか、メニューというかスケジュールをつくってですね、できるだけ早い時期にというのが10年も20年もかかるかもしれません。ぜひその辺をきちんとそれぞれあげて、いついつまでにやるという計画を今後つくっていただきたいと思いますが、ご検討していただけますでしょうか。

人権同和政策課長

いま現在、地元移譲に関する細かい資料も作成いたしております。また関係課の課長、あるいは部長も入った中で内部検討を行いながら、関係団体ともこの件につきましては、今年に入って現在2回ほどですね、話をいたしております。その際には叩き台といいますか、素案の素案みたいなものはですね、一応提案はさせていただいておりますけれども、先ほど申しましたようになかなか進捗が難しい状況でございますので、できるだけ早い時期にやってまいりたいというふうに考えております。

宮嶋委員

気になるんですが、関係団体というのがものすごく気になるんですけどね。特に集会所なんかの場合は、地元自治会に移譲するということでしょう。関係団体というところに相談しないといけないんですか。いま市のものですよね、財産としては。それをそういうところに相談をなぜしないといけないのか、お聞きします。

人権同和政策課長

もともとこの集会所、納骨堂につきましては、同和地区の関係ということで、同和对策事業でもともと建設されておりますことから、部落解放同盟飯塚市協との協議はですね、ぜひとも必要であるという認識はもっております。委員さん、おっしゃいますように市の行政財産でございますけれども、その辺の協議は十分に詰めていく必要があるというふうに考えております。

宮嶋委員

長くなりますけれど、つくる時点では、そういういろんな法律もあってそういう目的でつくられたけれども、今はそういうのがなくなってきている中で、いわゆる地域の人たちと一緒にやっていこうということで、地元に移譲しようという動きですので、それが同和団体の財産であればそこに相談しないといけませんけれど、飯塚市の財産ですからね。そこんところはもうクリアしていいんじゃないですか。あと納骨堂だとかいうのになるとどうしてももともとが地域の方だけが入れているというような特殊な事情もあるのかもしれませんが、特に集会所に関しては、そういう団体との協議、こういうものは必要ないと思いますので、ぜひ早急に進めてください。もう答えはまた同じだと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

続けて、宮嶋委員。

宮嶋委員

総括表の歳入のほうの関係でいきまして、資料は6ページのほうにつけてあるんですが、同和会館及び人権啓発センターの使用料ということでそれぞれの施設ごとに年間の利用者数、利用料をのせていただいています。ところが、これ本当に減免件数というのがものすごく多いんですよね。これの理由、減額がものすごく多いんですが、この理由を教えてください。

人権同和政策課長

減額が多い理由ということでございますが、飯塚市の同和会館及び人権啓発センター条例施行規則第6条使用料の減免の中に、使用料を減免する基準及び割合というものが掲載されております。まず第1番目に市が主催し、または共催する事業、これにつきましては10割減免でございます。2番目に会館等の設置目的と目的を同じくする団体が利用するときは10割ということになっております。3番目にその他市長が減免することが適当と認めるときは5割減免となっております。会館、人権センターはいま申し上げました1番目と2番目の利用が多いために、減免額が多いというふうになっております。

宮嶋委員

もちろん市が主催して行事を行うときは、それはコスモスコモンとかそういう文化施設、他の施設であっても減免の対象になっているというふうに思うんですよね。この2番目の理由ですけれども、会館設置の目的と目的を同じくする団体が利用する時ということになっておりますので、その人権啓発だとかいう文言のことにするとすべて無料というふうになると思うんですけれども、ほかにもいろんな、例えば文化団体で文化に貢献するだとか、いろんないわゆる文化センターみたいなものを使うときに同じ目的を持った団体はいっぱいあると思うんですよね。コスモスコモンなんかの場合は、そういう登録団体については減免、100%無料じゃなくて、減額というか、何十%減免というような策がとられておりますけれども、100%無料ですよというのはこの場合だけではないかなと思っております。そしたら例えばその団体が自分の運動団体の目的のため、団結をするだとか、学習会をするだとか、そういうことで使う場合も全部無料というふうな考え方にこの文言ではなると思うんですが。ぜひこの部分をですね、啓発とかそういうことを多くの市民に知らせたりすることに関しては、飯塚市がやっているよう事業をすることに関しては無料にしますよとか、減額にしますよというのはもちろんなんですけれども、運動団体が運動団体のことを話し合う、そのために使うときも全額無料というのは多くの市民の皆さんの納得を得られないと思っておりますが、この辺、どういうふうに考えてありますでしょうか。

人権同和政策課長

質問委員が言われることもわかりますけれども、いわゆる人権同和问题の速やかな解決に資することを目的とする団体であり、またその目的で会議等が営まれた場合はですね、先ほどの2番に該当するという認識を持っておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

宮嶋委員

これは同和问题だけの人権ではなくて、あらゆる人権問題をというのが今の市の方針だと思うんですが、例えば女性問題だとか、外国人の問題だとか、こういうことを主に活動をされている団体、こういう団体の場合も文言に当てはまりますか。

人権同和政策課長

当然、同和问题をはじめとするそのさまざまな人権ということでございますから、その他、女性の問題、高齢者、障がい者、外国人、そのような問題についての貸館につきましても、同様かという認識は持っております。

宮嶋委員

ぜひね、どうしてもある特定の団体にここが使われ続けているということが思われます。やっぱりね、他の公民館だとか、それもなかなか空いてなくて時間をやりくりして、日にちをやりくりして会議とか集会とか勉強会とかされているんですよね。だからその人たちもそれなりに少ないお金を、皆さんで会費なり何なりを寄せ合って、その中でやりくりをしてありますので、やはりこういう市の施設をね、一定の特定の団体がずっと無料で使っているということは、あまり正しくないと思いますので、ぜひその辺もう一度検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

人権同和政策課長

減免につきましては、今後ですね、公共施設の検討委員会の中でもそういう使用料、あるいは減免の整備をしていくというふうになっておりますので、その際にこの同和関係の減免の取り扱いにつきましても検討を進めてまいりたいというふうを考えております。

宮嶋委員

それから隣保館についてですが、現在3館あります。その職員体制、どういうふうになっているのか、お尋ねします。

人権同和政策課長

隣保館につきましては現在市内に3館ございます。各館ともですね、嘱託の館長あるいはセンター長を1名配置いたしております。その他指導員といたしまして臨時職員を3名ずつ、合計4名ずつの12名の配置をいたしております。

宮嶋委員

人数は言われましたけれども、どういう勤務体制になっているのか、お尋ねします。

人権同和政策課長

職員の勤務体制でございますが、館長及びセンター長につきましては嘱託職員でございますから、月17日勤務となっております。指導員の臨時職員につきましては、各館それぞれございますが、立岩会館につきましては、2名が月13日勤務、1名が月10日勤務となっております。穂波センターにつきましては、2名が月11日勤務、1名が15日勤務、筑穂センターにつきましては、2名が11日勤務、1名が13日勤務となっております、それぞれの地域の実情に合わせた勤務形態をとっておるところでございます。

宮嶋委員

館長さん、センター長さんプラス2名と1名ですから、これは交代のような勤務になっているということではそのほかにセンター長さん以外に2名か、その日によっては1名の方が勤務されているというような状況じゃないかなと思いますが、業務内容、その方たちがどういうことをされているのか、教えてください。

人権同和政策課長

業務内容といたしましては、館長、センター長につきましては、隣保館事業の企画立案、相談業務、貸し館業務の取りまとめ等々を行っております。また臨時職員であります指導員につきましては、維持管理業務の中で主に館内外の清掃、これは毎日の清掃等でございますが、また隣保館事業で行っておりますデイサービス事業や各種教室の準備片づけなど、その他雑用等もこの中には含まれておるところでございます。

宮嶋委員

各種相談と言われましたけれども、相談件数、23年度においてどのくらいの相談があったのか教えてください。

人権同和政策課長

相談件数につきましては23年度におきまして立岩会館が55件、穂波センターが70件、筑穂センターにおきましては56件、合計181件となっております。内容別に言いますと、

生活相談が44件、健康相談が52件、教育相談34件、育児相談14件、その他が37件となっております。

宮嶋委員

3館で合計で181件、その日によって違いますでしょうけれど、穂波が70件というそのくらいの、これ年間ですからそんなに相談員さんが詰めていないといけない。センター長さんだけでそれは事が足りるんじゃないかなというふうに思いますが、どうしても生活相談だとか健康相談、この場所で受けなければならないような内容なのか。もっとたくさん相談を受ける場所があると思うんですが、どうしてもこの場所で受け付けなければならないのかどうかを教えてください。

人権同和政策課長

必ずしもこの隣保館で相談しなければならないことというのはですね、生活相談の中の主な部分、あるいは教育相談あたりもあるかと思いますが、その他健康相談、育児相談等はその他の相談窓口でも十分対応はできるかと思いますが、隣保館に密着されておられる住民の方につきましては、近寄りやすい、アクセスがいい、地理的な問題もございましょうし、そういうような等々の理由から隣保館を利用されているものと考えております。

宮嶋委員

どうしてもそこでやらなければいけない事業なのかどうかということをもう一度精査していただいて、その部分についてもぜひ検討していただきたいというふうに思います。特に教育相談だとか育児相談とかいうのは、それぞれの部署でもやっています。保健センターだとかいろんなところで、健康相談についてもできると思います。この相談内容についての履歴とかいうそういうのはご本人が特定できるから、なかなか開示できないのかもしれないけれども、そういうものについて逐一役所のほうでどういう相談があって、どういうふうに処理されたのかという辺りのことについては把握をされていますか。

人権同和政策課長

この相談内容につきましては、各隣保館から毎月月初めには決裁があがってまいりますので、課長の私レベルでは内容等は把握をしておるところでございます。

宮嶋委員

相談内容というのはなかなか難しいと思います。が、本当にこの場所でなければいけないのか、もっと総合的にいろんなところで大きな相談活動というか、広いところでのいろんな人が参加できるような相談活動にぜひシフトしていただきたいというふうに思います。館長さん及び職員の方ですね、どういう人たちがここで働いていらっしゃるのか。どういうふうにして選ぶのかということをお教えてください。

人権同和政策課長

館長及び指導職員につきましては、社会福祉主事の資格を有するもの、もしくは社会福祉事業に2年以上従事したもの、または隣保館の運営に関し国が定めた隣保館設置運営要綱にこれらと同等以上の能力を有するものであって、隣保館の運営に熱意のあるものでなければならぬというふうに謳ってあります。そのため嘱託職員につきましては、主に公務員、市の職員等のOBあるいは合併前より隣保館業務に従事されていた人からの人選決定をいたしておるところでございます。臨時の職員の人選につきましては、デイサービス事業の有資格者が必要なものにつきましては人事課に登録のある方の中から適任と思われる方を人選をいたしております。また隣保館は近隣の方が施設を利用される機会が多いことから、地元の推薦の方も選考する場合もございます。

宮嶋委員

最後のところの人選なんですけれども、もちろん人事課に登録してある方、たくさん登録し

であると思うんです、いま仕事がないからですね。そういう中から適任者と思われる方を人選していると。隣保館は近隣の方が利用されることが多い、普通地域の公民館とかそういう所でもそうですよね。その地元が推薦された方を入れると。この地元からの推薦というのはやっぱりこれはまた運動団体のことになるんでしょうか、どういうことですかね。

人権同和政策課長

地元と言いますといま委員さんがおっしゃいますように関係団体の推薦もごさいますが、地元の自治会等の推薦もごさいます。そういう方の中からですね、総合的に判断して選任をしているところでごさいますので、必ず地元推薦を入れるということではごさいませんのでよろしくお願ひいたします。

宮嶋委員

運動団体からの推薦だけではないと言われますけれども、ほかにも公民館とかあります。臨時の方とかパートの方とか、いろいろ皆さんみえていますけれど、そういう所は皆さん人事課に登録してある方のはずですよね。ここだけそういう地域の方の推薦というのを受け付けるといっておかしいと思いますが、これを改めていただくわけにはいきませんかでしょうか。

人権同和政策課長

この部分につきましては、委員がおっしゃいますように、人事課の登録の名簿の中から人選していくというふうな方向で、今後検討していきたいという、その方向でいきたいと思っております。

宮嶋委員

一存で言っているのかな。人事課長に確認しようと思ったんですけどいらっしゃらないんですね。ぜひやっぱり透明性……いらっしゃいました。人事課長にね、こういう場合やっぱり違う方法で選考するというのは、望ましくないんじゃないかなと思いますが人事課のほうでどういうふうを考えているのか、教えてください。

人事課長

臨時職員、嘱託職員の登録につきましては、当然市で採用するわけでごさいますので、市のほうで受け付け、人事課のほうでやっております。その中には先ほど答弁がございましたとおり、いろんな雇用における能力の側面でありまして、いろんな状況がございまして、そういった中で人選を行っているというところでごさいまして、あくまで市の採用でございまして人事課のほうで登録をさせていただいております。

宮嶋委員

だから、その隣保館の職員についても人事課のほうできちんと人選をされるべきじゃないかなというふうに思いますが、そういうふうに今後やっていただけませんかでしょうか。

人事課長

人選につきましては当然のことながら選考という方法でやっておりますので、各所属とも協議をいたしますけれども、同時に業務も行っていただくうえで効果的な人選ということになるかと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

宮嶋委員

隣保館以外の他の施設で人事課が掌握してある登録されている方じゃない方を、飯塚市の臨時職員という形で雇用されている場合がありますか。

人事課長

臨時職員、嘱託の採用につきましてはすべて人事課の方で履歴書等を管理させていただいておりますので、直接各課において採用を行うというシステムはとっておりません。

宮嶋委員

では今の隣保館の地元推薦だとか、そういう事実はないわけですか。

人事課長

申し訳ございません。説明が不十分でございまして。要するに任命権者が飯塚市長あるいは教育長、上下水道局等々がございます。飯塚市での採用におきましては、人事課のほうで履歴書等をすべて管理をさせていただいております。従いまして、地元推薦ということがございましたけれども、そちらのほうにつきましても人事課のほうで当然把握をさせていただいておりますし、例えば職安等からですね、応募に来られる方、そういった方についてもすべて人事課のほうで管理をさせていただいております。

宮嶋委員

ということは、くどいようですけど、地元推薦っていうのは受け付けてあるということですか。

人事課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

この問題については課長は検討すると言われましたので、そののここにとどめておきたいと思います。隣保館事業というのは、先ほどから言っていますように、特定の運動団体がどうのということじゃなくって、地域のコミュニティとして、公民館としての役割が大きいというふうに思うんですが、公民館として、いわゆる地域公民館というか、そういうふうな特定の役割でない、いわゆる公民館として統廃合してやっていくというような考えがあるのかなのか、お聞きします。

人権同和政策課長

隣保館につきましては、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する総合的な事業及びさまざまな人権課題に対する理解を深めるための活動を行うことにより、地域住民の社会的、経済的、文化的な向上を図るとともに、生活上の課題やさまざまな人権課題の速やかな解決を図るなど、公民館事業と重なる部分もございますが、公民館にはない専門性やきめの細かいサービスの提供がございますので、本隣保館事業の必要性につきましては十分認識をいたしておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

宮嶋委員

だから、隣保館できめ細かな人権問題を取り扱っていると言われるのであれば、そのノウハウを生かして地域の公民館で同じことをすればいいわけで、特段ね、特別扱いというか、特にそこに持ってきて人権問題を主としてやるというようなことはあまり必要ないんじゃないかなというふうに思います。隣保館事業、今後もずっとこの事業が継続していくのか、行かないのか、国の方針とか、県の方向性とか、そういうものはどういうふうになっていますか。

人権同和政策課長

隣保館事業につきましては、現在運営費補助金を県からいただきながら運用をしておるところでございます。隣保館の運営費補助、運営費といいますのはソフト事業でございますが、ソフト事業の補助金につきましては、平成24年度、今年度は予算化されておりますけれども来年度以降につきましては、国は地方の意見を聞きながら一括交付金への移行を検討することとなっております。平成25年度の概算要求時に改めて検討されることとなっております。将来的には一括交付金化されることも予想されておりますが、現時点におきましては国県からの正式な通知等はございません。なお、隣保館の大規模改修等に係る施設整備費補助金につきましては、平成27年度まで存続されることとなっておりますのでございます。飯塚市といたしましては、この国県の動向を今後注意深く見定めながら本市としての方向性は決めていきたいと

いうふうを考えております。

宮嶋委員

24年度までで、25年度からどういうふうになるかわからないということで、国も遅いというか、もう予算編成に入っているわけですから、これはちょっと大変なことやないかなと思いますけれども、飯塚市としてはどういう方向でいくということは、あらかじめ決めてはないんですか。国県の動向をいま見守っているだけですか、もう来年からというような話がありますが、ちょっと課長の答弁はきついんじゃないですかね。

人権同和政策課長

ソフト事業の面につきましては、先ほど申し上げましたように、来年度がどうなるかまだ国のほうははっきりしておりませんが、来年度は飯塚市といたしましても例年どおりの予定をいたしておるところでございます。これは補助金の関係できちんとしたものが県から来ました時点で、また関係課と十分協議をしていきたいというふうには考えております。今後、隣保館事業につきましては、指定管理とか、あるいは委託とかいう話は昨年来ずっと協議検討を重ねてきておるところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

宮嶋委員

結局、やっぱりこういう特別扱いの事業が必要がなくなってきたということで、国や県が方向を少しずつ変えていこうというようにしているんだろーと思いますので、ぜひその辺の国や県の動向、思い、そういうものきちんと掴んで飯塚市として本当に不公平、もう一般施策できちんとやって公民館でやればよいというような事業に関しては、隣保館を使う必要もありませんので、そういうことで、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうにお願いをして終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:05

再開 13:09

それでは委員会を再開いたします。

150ページ、人権同和推進費、同和団体への補助金等について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

それでは150ページの人権同和推進費、同和団体への補助金ということで解放同盟と同和会への補助金が一番上についておりますが、この補助金の推移というか、状況を教えてください。

人権同和政策課長

同和団体への補助金につきましては、23年度、解放同盟につきましては22年度が367万7425円に対しまして、23年度は3209万6106円となっております。差引468万1319円、率といたしまして14.59%の減額でございます。続きまして、全日本同和会につきましては22年度が285万6427円に対しまして23年度が256万9374円、差し引きまして28万7053円、率といたしまして10.05%の減額でございます。合計では22年度が3963万3852円に対しまして23年度が3466万5480円となり、差し引き496万8372円、率といたしまして12.54%の減額となっております。

宮嶋委員

約500万円の減額ということですがけれども、依然として他の団体の補助金と比較すれば高額な補助金が支給されていると思います。この減額の内訳というか、どういうふうなことでこの500万円が減額されたのか、教えてください。

人権同和政策課長

減額の要因ということでございますが、関係団体との協議を経まして、人件費をはじめといたしまして、対象となる事業の規模を縮小いたしまして削減したものでございます。主な内訳といたしましては、部落解放同盟が人件費といたしまして395万円余りを減額いたしております。その他事業費で11万円余り、事務所費に54万円余りを減額いたしております。全日本同和会につきましては、人件費として49万円の減額をいたしております。

宮嶋委員

減額の主なものが人件費ということですよ。理由としては、対象となる事業の規模を縮小したというふうに言われたんですが、事業内容のこの部分を削ったというようなことではないわけですか。

人権同和政策課長

主には人件費を削減いたしておりますが、補助金等の検討委員会ですか、一昨年来にできました。その中での指摘を受けまして、運営費補助から事業費補助への移行を指摘されておりますことから、その点に着目いたしまして人件費をメインとして削減をいたしております。今後ともその方向で削減をしていく方針でございます。

宮嶋委員

人件費を削減されたというですけれども、じゃあ運動団体の方が、役員さんとか、そういう方の人数を減らされたとか、そういうことなんですか。

人権同和政策課長

22年度から23年度につきましては人件費の減額の理由といたしましては、月額単価等を減額いたしております。全日本同和会につきましてもそういうことでございます。

宮嶋委員

補助金でその運動団体の人件費の中身をいろいろというのが、他の団体であるのかどうか、ちょっと。いわゆる補助金の積算根拠というのが、いま一つこう、もともとがわかりませんけれども、減らした理由もいま一つわからないというように思います。この2つの団体の構成員の方から集めた会費と市が負担した補助金、この収入におけるこの2つの比率。これを教えてください。

人権同和政策課長

この2団体におきます人件費の比率ということでございますが、解放同盟につきましては23年度歳出全体におけます人件費の比率といたしましては51.2%でございます。全日本同和会につきましては23年度の人件費の比率といたしまして30.27%となっております。

人権同和政策課長

すみません、失礼いたしました。歳入におけます解放同盟の補助金の中で会費の比率でございますが、23年度は15.62%です。それから全日本同和会につきましては、12.86%ということになっております。すみません。全日本同和会につきましては、会費の比率といたしましては、23年度は14.53%と。すみません。

委員長

もう1回、人権同和政策課長。

人権同和政策課長

この2団体の歳入におきます会費の全体に占めますパーセントといたしましては、解放同盟が23年度15.62%でございます。全日本同和会につきましては、23年度が14.53%となっております。

宮嶋委員

私が質問したのは、会費と補助金、この歳入ですね、歳入における会費の割合と、いわゆる飯塚市が出しました補助金、だから収入全体の中で補助金が何%なのか、会費が何%なのかと



いうことでいま会費だけ言われたんですかね、じゃあ全体の歳入に占める補助金の割合、パーセントをお願いします。

人権同和政策課長

失礼いたしました。補助金の比率といたしましては解放同盟が84.02%です。それから全日本同和会につきましては85.45%となっております。

宮嶋委員

だから団体の活動資金になる歳入、84.何%、85.何%ですけど、どちらも85%近くが補助金なわけです。市から出てくる。自分たちが本当に運動をやっていこうという活動資金なのに、自分達の会費はどちらも約15%しか、ちょっと細かく違うものが入ってくるのかもしれないんですけど、大体85%と15%。自分たちがいろんな運動をやって活動していこうというのに会費が15%で補助金が85%。こういう団体はほかにはもうないんじゃないかなと、本当に何もかも特別扱いだなというふうに思います。そしてその中で、人件費がどのくらいなのかっていうのは、全体からというよりは、飯塚市が出した分の補助金の何%が人件費で出ていっているのかというのを聞きたいんですけれど。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:21

再 開 13:22

委員会を再開いたします。

人権同和政策課長

補助金に対しましての人件費率ということでございますが、歳出におけます人件費の比率といたしましては、解放同盟が51.2%、全日本同和会につきましては30.27%でございます。それで補助金に対します人件費の比率といたしましては、解放同盟が60.94%です。全日本同和会が35.4%でございます。

宮嶋委員

全体に占める割合でいくと51.2%、解放同盟がですね。全日本同和会が30.27%。その全体に占める割合が。それで最後に言われたのが飯塚市が補助金を出していますけれども、その補助金の60.94%、6割は人件費で消えていっていると、活動費になっているということですね。それから全日本同和会の場合は35.4%っておっしゃいましたので、3分の1以上が行動費だとか、名前はそこそこによって確か違ったと思いますけど、そういうことで使われているということで、本当に何もかも補助金頼みの活動になっているということを指摘したいと思いますが、この補助金ですね、飯塚市の補助金の規定とかそういうものが諸々あると思うんですが、特別に多いと、手厚くなっているというふうに思わざるを得ないんですが、どういうふうなことでこれだけの補助金を出してあるのか、積算根拠というか、そういうものを示していただきたいと思います。

人権同和政策課長

補助金の算出につきましては、特に会員の多少とか、運営費用の何%といったものを根拠にしているわけではございませんで、あくまでも行政の補完業務ということで交付をいたしております。補助金額につきましては、団体の年間事業計画、事業実績等のボリューム等を考慮しながら算定をしておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

宮嶋委員

行政の補完業務ということをずっと言われてきておりますが、当初、同和事業が始まったときからするといろんな事業がなくなって、本当にもうハード事業がほとんどなくなってしまっている中で、どれだけの業務があるのかっていうのが疑問なわけですよ。これに携わってある

方が何人いらっしゃるのか、前回出勤簿を出してくださいというふうに言いましたところ、今回はそれが出ているようですが、何ページだったですかね、ちょっとその辺の説明をお願いします。

人権同和政策課長

部落解放同盟の役員の出勤状況につきましては、資料の57ページに掲載をいたしております。常勤の方でほぼ毎日、土曜、日曜、祝日を除いて8時半から17時までの従事をされております。それから下の非常勤の方につきましては、土日祝日を除いて半日勤務を基本に勤務をされておるところでございます。

宮嶋委員

5名の役員の方は土日を除いてほぼ毎日ということですよ。勤務時間も通常の公務員の方と同じような8時半から5時までと、非常勤の役員の方はその半分ぐらいと、半日勤務というようになっていますが、これは、これだけの人数が出てきてどんな仕事を毎日されているんですか。

人権同和政策課長

部落解放同盟の活動状況につきましては、資料の57ページの下段にもありますように各種研修会の参加、あるいは教育対策部や女性部等の専門部での活動、相談事業等のほかにですね、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条にもあります地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し及び実施する責務を有するという地方公共団体の責務が述べておりますが、この地方公共団体の責務の一部と言いますか、事業の一部を行政の補完としてですね、その一部を部落解放同盟にも補完をしていただいております。

宮嶋委員

それではその補完業務と言われますが、人権同和政策課ですかね、何人職員がいらっしゃるんですか。

人権同和政策課長

現在、係といたしましては人権同和対策係が3名です。それから啓発のほうに携わっているのが6名でございます。それと課長と課長補佐を合わせまして11名の職員で業務を行っております。

宮嶋委員

その11名の方では足りなくて、あと6名、5名の方、この方をお願いしないといけないほどの仕事量が、仕事量をどうやって出すのかが私にもちょっとわかりませんが、ほかの課とかの比較でもいいんですが、それだけの仕事量が本当にあるのか、どういうことをされているのかというのが知りたいんですけども。

人権同和政策課長

解放同盟の活動状況といたしましては、資料の31ページから載せておりますが、各種会議、研修会等がですね、この資料にありますような形で行われておりますので、市協の役員さんがすべて行政の補完をやっておるということではございませんけれども、その活動の内容が行政の補完ということで位置づけをいたしておりますところから、こういうふうな補助金の交付を行っておるということでございます。

宮嶋委員

いま言われました活動報告というのは、これは部落解放同盟協議会の活動じゃないんですか。彼らの運動体の会議とかそういうのがたくさんありますよね。じゃあどの部分が飯塚市の補完業務なのか。これすべてが飯塚市の補完業務じゃないわけでしょう。その辺の色分けができますか。

人権同和政策課長

解放同盟の決算書の中で行政の補完、行為と認められる費目につきましては、自主財源であります食料費、印刷製本費、備品費、それから専門部予算の一部、市協大会費連協調査費の一部とか、狭山行動費、その他の行動費の一部、それから県連会費、書籍費の一部、渉外費、慶弔費を除いた費目が行政の補完行為と認めておるところでございますので、行政の補完行為につきましては人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づきまして、地方公共団体の責務ということで行政で十分にできない部分について関係団体に補完をしていただいております。

宮嶋委員

決算書の金額のことは、いろいろこれもなかなかすっきりしていないんですけれども、いま私が申し上げているのは、31ページからの活動報告書というのがあるというふうにおっしゃいました、行政の補完業務とは何をやっているんですかと言ったら。だからこれは運動団体の活動報告書であって、この内のどれが飯塚市の行政が人数が足りなくて、手伝ってもらっている分の仕事なのかというのがわかりますかと言っているんですけど。

人権同和政策課長

委員申されますとおり、活動報告につきましては市協の活動報告でございますが、この中に専門部がございます。例えば子ども支援とか女性支援とか青年対策とかございます。それから高齢者対策等ですね。この中に、例えば子ども支援でございましたら、解放子ども会の関係につきましては、市も関与いたしておるところでございますし、また女性支援につきましても中には男女共同の参画の関係もございます。いろいろ専門部会によってその辺の行政の絡みが出てまいっておりますので、その辺の関係であるということでございます。

宮嶋委員

補完業務だというふうにどうしても言われるんだったら、今後こういうことをしたと、業務日誌なり何なりでこういうことをやった、これが行政の補完業務なんですよというのがわかるのを今後つくっていただけませんか。

人権同和政策課長

きちんとした色分けができるかどうかというのはちょっと難しいですが、できるだけそのような方向性で今後してまいりたいというふうには考えております。

宮嶋委員

出勤簿も整備されているということですが、いわゆる行政に対する日誌というか、業務報告、こういうものは出されているんですか。

人権同和政策課長

日々の活動につきましては、毎月ごとに報告を上げていただくとかいうことは行ってはおりませんが、補助金についての適正な支出ということにつきましては、年2回の監査、チェックを市のほうで行っておるところでございますので、補助金の適正な執行についてはきっちりとしたチェックをいたしております。しかしながら活動状況につきましては、逐一チェックを入れておるところではございませんので、よろしく願いいたします。

宮嶋委員

あくまでも行政の補完業務ということであれば、行政のこういう部分の仕事をこういうふうにしましたよというのを、やっぱりきちんと報告をしていただいて、これだけの仕事をやっています、補完業務としてこれだけのことをやっていますというのが、ぜひわかるようなそういうものをつくっていただきたいと思っております。そうじゃないと補完業務、補完業務と言われるけれども、本当に今の行政の方々だけで足りていないのか。どのくらいの仕事量があるのかというのが市民の方にはなかなか見えにくいと思っておりますので、今後補助金とは切り離して、いわゆ

る補完業務という中身がわかる、こういうものにしていただきたいというふうに思います。

それから最終的にはいつまでもこの同和団体への特別扱い。補助金、いつまでも補完業務という名目のもとに続けるのか。補助金の適正化といろいろ言われる中で、いろんなところで削られていっている部分もあると思います。この団体への補助金、今後廃止を含めて検討されるかどうか、お聞きします。

人権同和政策課長

同和団体への補助金の交付につきましては、同和関係者の自主解放の努力と自らの意識の高揚を支援するとともに、人権同和問題の解決に向けての社会的活動を行っている団体に対して行政の補完業務としての公益性を考慮いたしまして交付をいたしておるところでございます。同和問題の解決につきましては、特措法の失効によりまして解決への手段が変わっただけであり、同和問題が消滅したわけではありません。また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律におきましても、地方公共団体の責務がうたわれておりまして、いろいろな人権政策を講じていかなければならない行政といたしましては、補助金の交付も行政の補完という点で交付しておるものでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

宮嶋委員

同和問題が解決したわけではないと、もちろん私もそう思います。差別がなくなったわけでもないし、ただ同和問題だけではなくてすべての問題がそうなんですけれども、今本当に子どもとか高齢者、また障がい者、たくさん差別事情、差別問題があると思います。この問題はその他の、例えば障がい者の人権の問題とかこういうものもなくなったわけじゃないわけですよ。だからそれをやっている団体にこれだけ手厚い補助金を出すっていうのがやっぱりおかしいわけで、行政の補完業務と言われるのであればどのくらいの補完業務をされているのか、こういうことも明らかにしていただいて、すべての人権問題、この問題を考えてどうしても先に同和問題ありきで人権といえば同和というふうなことですとやってきましたけれども、やっぱりすべての子ども、女性、高齢者、外国人、障がい者、他諸々の人権問題、すべて視野に入れて解決に当たっていくという態度でぜひやっていただきたい。本当に同和団体への補助金の廃止に向けて、それなりの補助金っていうのはどの団体でもあるわけですから、特別扱いでない補助金にして残していくというところでぜひ検討していただきたいと思いますが、部長に答弁を求めます。

企画調整部長

補助金につきましていろいろご意見をいただいております。先ほどから課長が答弁いたしておりますが、人権教育啓発法に則った中で、地方自治体の責務がうたっております。当然ながら同和問題をはじめ、あらゆる人権を尊重するまちづくりが必要でございますので、その中でしっかり取り組んでいきたい。また補助金につきましては、補助金の指針に基づいた中で、運営費補助から事業費補助ということで検討いたしておりますので、これにつきましても今後関係団体と協議を進めてまいりたいというように考えております。

委員長

では次に150ページ、男女参画推進費、男女参画推進事業について上野委員の質疑を許します。

上野委員

150ページ、男女共同参画推進費についてお伺いをします。事業の内容等についてはですね、飯塚市においては、男女共同参画推進社会づくりを目指し、市民の活動拠点である飯塚市男女共同参画推進センター、いわゆるサンクスを中心に各種講座の開設や女性のための相談事業、情報の収集提供など男女共同参画の推進を図るための事業に取り組んでいただいております。

すことは理解をさせていただきましたので、他部署との事業との連携についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

男女共同参画推進課長

目的は多少異なりますけれども、同じような事業を実施しているところもございます。事業開催にはあたりましては、趣旨、目的を確認しまして、統合できる事業については統合を図っておりますけれども、今後とも各課との連携を図りながら調整が必要と考えております。

上野委員

積極的な連携調整お願いしますが、この決算書の153ページの上から3行目ですか、男女共同参画事業推進補助金45万円ですけれども、何でこんなに事業予算が少ないのか、お伺いします。

男女共同参画推進課長

条例にも規定しておりますように、男女共同参画の推進は市の責務として実施しておりますが、例えば講座の開催に伴う講師の謝礼金等については、行政機関の職員や国、県等の補助金事業を活用することなどによりまして、専門性が高くまたコスト削減にも効果がある企画実施を努めているところでございます。今後とも予算編成方針したがいまして、毎年すべての事業を見直しまして最小の経費で最大の効果を上げるべく努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

上野委員

この男女共同参画事業推進というのは国も重点施策の1つに挙げているということですが、飯塚市としてはこの45万円という予算で最大の効果があがっているという認識をされておるのかどうか、お伺いします。

男女共同参画推進課長

先ほども申し上げましたけれども、行政機関の職員、国、県等の補助金等を活用することによりましてこれだけの金額になっております。しかしながら、この範囲で収まらない分については毎年、毎年事業見直ししながら精査して、最大の効果があがるべく、努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

では次に152ページ、諸費、自治会関係費について上野委員の質疑を許します。

上野委員

152ページ、諸費、自治会関係費についてお伺いをいたします。自治会関係費、行政協力員等報酬についてこの支出の意義目的をお尋ねします。

市民活動推進課長

行政協力員等については、飯塚市行政事務一部を委嘱する規則で規定しており、行政協力員としての担当事務は、市報の配布、回覧等市民を対象とする連絡物の配布や市が依頼した調査票、報告書の配布及び収集に関することが主なものです。行政協力補助員は、行政協力員を補助していただいております。その身分といたしましては、本規則で地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職としております。よって報酬につきましては、飯塚市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で規定されております。

上野委員

条例で規定されている行政協力員等の報酬の積算根拠をお願いします。

市民活動推進課長

報酬につきましては飯塚市に特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で規定されており、積算根拠は行政協力員につきましては、平等割としまして月額約1万500円、市報配布等1世帯につき98円でございます。同様に行政協力補助員につきましては、平

等割 8 3 0 円、市報配布等 1 世帯につきましては 5 4 円で積算しております。

上野委員

自治会の世帯数によって、行政協力員等の報酬には差があるというふうに思いますが、多い自治会等少ない自治会、また平均すればいくらなのか、教えてください。

市民活動推進課長

平成 2 3 年の実績でございますが、行政協力員及び行政協力補助員のあわせた報酬でいきますと多い自治会では 2 4 1 万 6 1 2 0 円、少ない自治会におきましては 1 5 万 9 6 7 2 円で、平均で 5 0 万 6 0 3 8 円でございます。

上野委員

今の行政協力員と行政協力補助員の合計だと思いますが、行政協力員、いわゆる自治会長さんの報酬で一番多い方と一番少ない方、どのくらいの差額があるか、おわかりになりますか。

市民活動推進課長

行政協力員報酬のみとしましては一番多い自治会で、1 2 5 万 6 0 3 8 円、一番少ない自治会では 1 4 万 1 2 8 8 円、その差につきましては 1 1 1 万 4 7 5 0 円でございます。

上野委員

同様に自治会加入率についても自治会によって差があると思いますが、加入率の高い自治会と低い自治会、また平均はいくらなのかを教えてください。

市民活動推進課長

自治会加入世帯の報告数を住民基本台帳の世帯で除したものを自治会加入率としておりますが、平成 2 4 年 1 月末現在のデータでは、加入率の高い自治会では市内中心部の市街地でございます。住基世帯数より自治会加入の世帯数が上回っている自治会もあり、1 0 0 % を上回っている自治会ございます。また加入率の低い自治会では、2 2 % でございます。市全体の自治会加入率としましては、6 7 . 9 % となっております。

上野委員

自治会未加入世帯は先ほどの報酬積算の根拠に含まれるのでしょうか。

市民活動推進課長

未加入世帯につきましては、市のホームページとか市の公共施設、公民館、支所等で配布をしております。そちらのほうに取りに行っているという状況でございます。

委員長

違う。報酬の対象に含まれるのか、含まれないのか。

市民活動推進課長

失礼しました。自治会長さんにおかれましては未加入世帯の方にもですね、配っていただいております。大変ご協力をしていただいております。

委員長

報酬の算定に含まれるか、含まれないのか。

市民活動推進課長

失礼しました。自治会長が配っている世帯につきましては、報酬のほうに加えております。

上野委員

基本的に自治会長、いわゆる行政協力員からの自己申告というふうな積算根拠ですよね。よろしいですか。

市民活動推進課長

3 カ月に 1 度、自治会長さんのほうから報告書をいただきまして、いわゆる自己申告という形にはなっております。

上野委員

先ほど加入率の低い自治会22%でも自治会長さん、いわゆる行政協力員さんの基本的な仕事というのは書類を配るだけではないと思うんですね。それは単なる何といいますか、作業の1つで、行政協力員の方々は他にもたくさんの相談にのられておられると思うんですが、今の積算根拠でいきますと平均割は月額1万500円、行政協力補助員については平等割が830円という金額なんですね。行政協力員さんの差額が年間で11万4750円であると。多い人は125万円を超えて少ない人は14万1千円足らず年間であるということですが、この平等割についてこの月額1万500円で十分だというふうにご認識を持っておられるのでしょうか。

市民活動推進課長

合併前にですね、各旧市町におきましてもさまざまな行政協力員の報酬がございまして、合併後に検討しましてその中で決まっている額でございまして、私どもはこの金額が妥当だと思っております。

上野委員

そういうご認識ならば、そういうご認識で承っておきます。決算委員会ですからね。自治会の運営実態についてどのような認識をお持ちなのか、教えてください。

市民活動推進課長

本市には現在278の自治会がございまして、自治会には地区の振興に努め地区の福祉の増進を図るため、地域に密着した活動を行っていただいております。自治会におきましては現在自治会加入率が漸減傾向にあるということで、全自治会長に対しましてアンケート調査を自治会連合会とともにに行いまして、今後取りまとめまして、自治会の加入率促進につきまして取り組みを行っていくところでございます。

上野委員

今ご答弁ありましたよね。自治会には地区の振興に努めて地区の福祉増進を図るため地域に密着した活動を行っておりますと。これをまとめてあるのは自治会長さんで、行政協力員の方ですよ。月額10,500円の平等割で十分だというふうに、あなた方は認識してあるんですね。今アンケートをとられるというようなお答えがありました。アンケートの内容はどのようなものなのか、教えていただけますか。

市民活動推進課長

現在、当課のほうで取りまとめおりまして、今後自治会連合会のほうに諮りまして広げていこうと思います。その中にはやはり自治会の加入率の促進のことや現在の課題、いろんなものを網羅しまして、今後自治会連合会とあわせて検討して決めていこうと思っておりますので、まだはっきりした形はできておりません。

上野委員

それは今の自治会長さん方とよく話し合いをされて内容を検討してもらいたいと思うんですが、そのアンケート調査の取りまとめの予定と、今後それをどのように反映させていかれるおつもりなのか、お聞かせください。

市民活動推進課長

私どもの予定としましては、今年度中には取りまとめを行いまして活用したいと思っております。278自治会ございますので、加入促進に関しましてよい例を持っておられるようなところもあると思いますので、そちらのような自治会の加入の促進により例があった分をまとめまして、また自治会長にですね、こういうような事例をもって加入促進に当たりましょうというようなものをつくっていきたいと考えております。

上野委員

その中にぜひ運営についてのお金の問題についてもですね、きちんとアンケート内容に入れていただきまして、高齢化が進んでいるところもありますので、そういったところの自治会の

運営が健全に進められるようにやっていただきたいというふうに要望をして終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、第1款 議会費及び第2款 総務費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:58

再 開 14:05

委員会を再開いたします。

次に、第3款 民生費及び第4款 衛生費、160ページから202ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております、162ページ、社会福祉総務費、国保特別会計繰出金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

162ページの社会福祉総務費、国民健康保険事業費のところの国民健康保険特別会計繰出金について、ご説明をお願いいたします。

委員長

予算委員会じゃなくて、決算ですから。

宮嶋委員

それでは、その中のですね、国民健康保険特別会計繰出金療養給付費等国県負担金の減額分、この内容について教えてください。

健康増進課長

この減額分につきましては、飯塚市が行っておりますひとり親子ども医療、障がい者医療にかかわる分の療養給付費の国庫負担分が減額された分に対する補てんでございます。全体の費用といたしましては、推計値で1億268万3千円、この2分の1が一般会計から繰り出しをされているものでございます。

宮嶋委員

結局、特別に飯塚市として国の基準でない上乘せとか、横出しとかいろいろあるようですが、そういうものに対する繰出金というようなことみたいですけど、どうしてこれ2分の1なのか、教えてください。

健康増進課長

この負担金の減額分につきましては、国のほうでは本来的に出すべきものじゃないという位置付けでございますが、一般会計のほうの事業として実施したものであることに対する減額分ということでございますので、その2分の1を繰り出してもらっております。何で2分の1かということでございますが、平成19年度の国民健康保険税の改正の折に、負担の軽減を図る意味で2分の1の繰り出しをしていただいております。

宮嶋委員

結局1億268万円、この分が国がもう余計な医療費を使ったというような観点から引いてくるんだと思いますので、せっかくいい政策でですね、特に子どもを医療費、1年生から3年生まで政策で、無料化にはなっていないんですけども、された分ですので、全額繰り入れを行うべきではないかなというふうに思います。だから、何で半額なんですかってお聞きしたんです。

健康増進課長

先ほども言いましたように、前回の税率改正のおりに本来出すべきでないといいますが、出



する必要のないものを被保険者の皆さんの分の負担の軽減という意味で2分の1を出しましょうという意図がございます。本来100%出せばよろしいんですけども、財政状況もございまずし、その他もろもろの分を勘案しまして2分の1というふうに決めたものでございます。

宮嶋委員

国保財政も大変な今赤字になってきているというところにはありますけれども、やっぱり政策としてきちんと打ち出してやっている分については、きちんと全額補てんをすると、こういう方向でぜひ臨んでいただきたいというに要望しておわります。

委員長

次に164ページ、社会福祉総務費、民生委員児童委員謝礼金、協議会補助金について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

164ページ、社会福祉総務費、民生委員児童委員謝礼金及びその協議会補助金について伺いをします。まず、この補助金、謝礼金の支出の意義と目的を教えてください。

保護第1課長

民生委員、児童委員は、地域住民の生活実態を把握いたしまして、常に住民の立場に立って福祉サービスの情報を提供し、地域社会における相談、支援活動の充実をもって社会福祉の増進に努めるものとし、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動されておられます。昨今は、多様化する社会情勢の反面、地域でのコミュニケーションは希薄化し民生委員、児童委員の役割はますます重要性を増しています。飯塚市におきましては、要援護者の実態調査、高齢者等の見守り活動、また地域での社会福祉活動に対して民生委員、児童委員に謝礼金を支出しております。また各地区協議会におきましても月1回会議を開催し、さまざまな福祉活動の取り組みの協議、連絡、調整等を実施しておられますので、協議会に対し活動費として補助金を支出しております。

上野委員

金額積算根拠を教えてください。

保護第1課長

現在、謝礼金につきましては、月額3,000円の年額36,000円を民生委員、児童委員にお渡ししております。また、協議会補助金につきましては、年額一人あたり5,000円を委員数分を各地区協議会に補助金として支出しておるところでございます。金額の積算根拠は合併前の各市町で謝礼金、補助金の金額が相違していましたが合併協議の中で謝礼金を月額3,000円、補助金額につきましては、一人あたり年額5,000円と取り決めております。

上野委員

先ほどご答弁いただいた、意義、目的、また現在の民生委員、児童委員さんの活動を念頭にされて、この金額で十分妥当だというふうに認識をお持ちでしょうか。

保護第1課長

この金額につきましてはですね、合併協議の中で決めさせていただいている金額でございます。この金額が妥当なのか、高いのか安いのかというのはいろいろ意見があるかというふうに思っておりますけれども、現時点では民生委員、児童委員の活動も高齢化率の上昇とともに、またいろいろ市からもですね、実態調査等もお願いしておりますので、年々民生委員、児童委員の活動の範囲も広がっているという認識はしております。ただ金額につきましてはこの金額が妥当なのかどうかということについてはですね、私自身の私的な意見になりますけれども、何とも言えないところでございます。

上野委員

では、謝礼金、補助金の具体的な使途、どのようなものに使われておるのが、教えてください

い。

保護第1課長

謝礼金につきましては、民生、児童委員個人に謝礼金として直接お渡ししております。また補助金につきましてはですね、具体的な使徒といたしましては各協議会の事業、取り組みで相違しておりますが、主に会議費、研修費、旅費、事務費、負担金等に支出されておるところでございます。

委員長

次に166ページ、高齢者福祉費、シルバーインターホン保守点検委託料について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

シルバーインターホンの保守点検委託料についてお尋ねをいたします。この事業はどのようなものか、お尋ねをいたします。

高齢者支援課長

シルバーインターホン保守点検委託業務についてですが、庄内地区の県営住宅の有安団地内に60歳以上の方を入居対象としましたシルバーハウジングが30戸あります。このシルバーハウジングには生活相談室と緊急通報システムが設置してあります。生活相談室には生活相談員が年末年始を除く月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時まで日常生活相談や安否確認を行っています。生活相談員がいるときには居室からインターホンで相談室に通報ができ、夜間は緊急通報システムで株式会社福岡安全センターへつながるシステムとなっています。このインターホンと緊急通報システムの保守点検についての業務を行っているものです。

梶原委員

この生活相談員さんですけれども、この方はどちらが雇用されておるのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

この生活相談員派遣につきましては、飯塚市社会福祉協議会のほうへ業務委託を行っております。

梶原委員

そういうことだと、社協のほうでこの事業については委託業務を行っておるといっていいのでしょうか。

高齢者支援課長

そのとおりであります。

梶原委員

これ以外には県の事業としてこのような事業は行っておられないのでしょうか。

高齢者支援課長

県の事業というご質問と思いますが、庄内地区と中間市と、もう1カ所、県内ではシルバーハウジングプロジェクトとして県におきまして計画が策定されまして、県内の3自治体で行っております。

梶原委員

本市ではこのような取り組みを行うようなことがあるのかどうか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

建築住宅課のほうになりますので、私のほうではお答えできませんが、いま住宅課のほうとも御相談しながら進めることとなりますが、今のところ計画はないものかというふうに理解しております。

委員長

次に166ページ、高齢者福祉費、軽度生活援助事業委託料について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

次に、軽度生活支援事業でございますけれども、この生活援助事業とはどのような事業で、また作業内容はどのようなものか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

軽度生活援助事業は日常生活において簡易な援助が必要な在宅のひとり暮らし高齢者などの方を対象にしております。援助は大掃除や除草などの簡易な日常生活の支援を行うものです。事業は高齢者の就業のあっせんや生きがいづくりに取り組んでおられる飯塚市シルバー人材センターに委託をしております。

梶原委員

それではこの利用者はどの程度おられるのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

23年度の利用者は延べ568人、延べ3,149時間の利用となっております。高齢化の進展やひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しているということから利用者は年々ふえていくところでございます。

梶原委員

では、委託単価とですね、それから自己負担金といいますか、その部分についてはどのようになっておられるのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

まず、この作業単価を1時間あたり1,200円といたしまして、生活保護の方は1時間1,140円、生活保護以外の方は1,080円をシルバー人材センターに市が委託料として支払い、生活保護の方は1時間60円、生活保護以外の方は120円の利用料をシルバー人材センターに直接支払っていただいております。

梶原委員

この事業ですけれども単身高齢者、それから高齢者夫婦のみの世帯が増加している状況があります。そんな中でですね、日常生活に支障があり家族の支援が受けられない高齢者も増加していると思います。今後ますますニーズが多様化してくると思われそうですが、本当に困っている高齢者にこのような簡易な日常生活の援助を行い、自立した生活が送れるように支援することは高齢者施策として非常に重要なことだと思いますので、継続して実施していただくとともに、高齢者保健福祉計画の基本理念にあります高齢者の笑顔が美しい、元気なまちの実現に向けてですね、努力をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長

次に、高齢者福祉費、地域支えあい体制づくり事業委託料について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

次に、地域支え合い体制づくり事業ですけれども、この事業はどのような事業か、お尋ねをいたします。

高齢者支援課長

この事業は福岡県が行います地域支え合い体制づくりの単年度の補助事業です。この事業に取り組みました背景としましては、平成21年度から二瀬地区を対象に国のモデル事業の安心生活創造事業を実施しました。この取り組みの中の1つに、高齢者等の要援護者や支援者を示すマップを自治会ごとに作成し、自治会長や民生委員と情報の共有を図ったところなんです。この二瀬地区での取り組みを全市的に広げるため、県の補助事業を活用し実施したもので、事業の

内容としましては、まず市内すべての自治会の範囲、エリアを自治会長の協力により確認をしていただきました。次に、民生委員から要援護者の方たちを把握していただいて、自治会ごとのマップに要援護者がわかるように自治会別福祉マップを作成し自治会長、民生委員と情報共有しています。また、ふれあいホットラインというカードを作成しまして、要援護者の方にお渡ししています。このふれあいホットラインには要援護者の方の氏名、住所、自治会名、隣組、緊急連絡先、自治会長名、担当民生委員名、福祉委員名、またかかりつけの診療所がある方につきましては、その診療所を記入したもので、緊急時に備えて自宅の目につきやすい所に置いてもらっております。

梶原委員

委託先は社協だと思いますが、委託料の内訳についてはどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

委託料の積算根拠につきましては、委託先の賃金等、調査関連費用が約360万円、印刷製本に係る費用等の約110万円の、合計479万円となっております。

梶原委員

では、今後の地域での見守り体制の対応についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

高齢者支援課長

この要援護者につきましては、毎年要援護者の更新のため、民生委員さんに協力を得ております。またふれあいホットラインについても当然異動が出てまいりますので、この事業のあり方につきましては飯塚市社協のほうと協議をしながら、地域の要援護者をどのように把握していくか検討してまいりたいと考えております。

梶原委員

安心安全なまちづくり、それから災害時、緊急等の対応、超高齢化の進展、単身高齢者、夫婦のみの世帯の増加等、さまざまな観点からまさにこの地域支え合い体制づくりは必要不可欠なものと思われれます。ぜひですね、先ほど答弁いただきました市と社会福祉協議会、各地区自治会長、各地区の民生委員さん等が情報を共有しながら十分に連携して、各自治会のニーズに沿った地域支え合い事業の総合的発展が図られるように要望して、終わります。

委員長

次に、168ページ、高齢者福祉費、老人クラブ関係費について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

168ページ、高齢者福祉費、老人クラブ関係費についてお伺いをいたします。まずこの助成金の意義、目的を教えてください。

高齢者支援課長

老人クラブに対する助成金の意義、目的についてですが、老人クラブは友愛・健康・奉仕を柱として、それぞれの地域を基盤に高齢者の生きがいや健康づくり、声かけ運動などの高齢者相互支援活動を取り組んでおられる、高齢者自身による自主的な活動組織です。今後ますます高齢化が進み、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加すると予測される中で、地域の高齢者の皆さんの生きがいづくりや交流活動は引きこもりや地域での孤立防止につながることや、健康づくりは介護予防につながるとともに、高齢者を取り巻く悪質商法被害の予防や交通事故防止等の安全対策に対する意識啓発など、行政と一体となった情報伝達機能を有し、地域をつなぐ牽引役を担っていただいていることから、老人クラブ活動を支援するため、助成を行うものです。

上野委員

積算根拠をお知らせください。

高齢者支援課長

老人クラブ助成補助金は、福岡県高齢者社会活動推進等事業費補助金要綱による県費補助金と、本市の飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付金に基づき、助成をしております。補助の対象となります事業は、各単位老人クラブの活動に対する老人クラブ助成事業と、老人クラブ連合会が行う健康づくり事業や高齢者の相互支援推進等に対する老人クラブ連合会活動促進事業となっております。積算根拠については、老人クラブ助成事業は単位老人クラブ数に月額5,000円、年額6万円になりますが、この金額にクラブ数を乗じた金額。老人クラブ連合会活動促進事業は会員数に72円を乗じて得た金額、単位老人クラブ数に4,000円を乗じて得た金額と、各支部に10万円を乗じて得た金額の合計金額と、高齢者の生きがいと健康づくりに資する健康活動とスポーツ活動事業に対する健康づくり事業費補助金と老人クラブ活動推進員設置に要する金額となっております。

上野委員

助成補助金の具体的な用途はどのようになっていますか。

高齢者支援課長

老人クラブ助成事業は、各単位老人クラブの日常的な地域での清掃などの美化運動や地域の交流事業に要する費用にあてられております。老人クラブ連合会活動推進事業はグランドゴルフ、ペタンク、ゲートボールなどのスポーツ大会、健康づくりや介護予防のための体力測定事業、生活習慣病予防のための料理講習会や各種講習会の開催に要する費用にあてられております。老人クラブ活動推進員に対する補助は、老人クラブ連合会の事務局の人件費相当分となっております。

委員長

市の老人クラブ連合会各支部の助成金の金額を教えてください。

高齢者支援課長

飯塚市老人クラブ連合会には老人クラブ連合会活動推進事業費補助金135万3856円と健康づくり事業の122万9千円、老人クラブ活動推進員設置費補助金185万1600円の、合計443万4456円、各支部への補助金は単位老人クラブの老人クラブ助成事業分、先ほど申しました1単位老人クラブ6万円の分ですが、飯塚支部が27クラブ分の162万円、穂波支部が30クラブ分の180万円、筑穂地区が26クラブ分の156万円、庄内支部が22クラブ分の132万円、潁田支部が14クラブ分の84万円の、合計714万円となっております。

上野委員

この金額は、老人クラブの活動に十分だという認識を飯塚市はお持ちでしょうか。

高齢者支援課長

先ほどの活動助成ではありますが、やはりこの老人クラブというのは飯塚市最大の団体であります。この団体が行政の情報伝達機関を持っておられますので、なかなか答えにはならないんですが、重要な団体だと考えておりますので、この金額で十分と言えるのかどうか私では判断がつかみませんので、ここで答弁は許していただきたいと思っております。

委員長

次に168ページ、高齢者福祉費、シルバー人材センター補助金について、梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

では、シルバー人材センター補助金についてお尋ねをいたします。この目的と、現在会員数

がどのぐらいになっているのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて、定年退職などの高齢者に臨時的かつ短期的、またはその他の簡易な就業に係る機会を確保し、組織的に提供する事業を行う公益法人で、さらに会員の生きがいや健康、仲間づくりに貢献するために設立されたものです。会員の状況ですが、平成24年度の総会資料によりますと、男性が464人、女性が282人の、合計746人となっております。

梶原委員

それでは、この就労形態がどのようになっておるのか、また会員さんが主にどのような就労をされておるのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

会員の就労状況は、男性が371人で会員数に対する就業率は80%、女性が253人で会員数に対する就業率は89.7%、全体の就業者数は624人で、全体から見ると83.6%となっております。事業の種類といたしましては、技術からサービスまでの7職種となっております。技術・技能・事務・管理・折衝・外交・軽作業となっております。主なものとしては剪定や営繕などの技能、草刈りや屋内外などの軽作業、駐車場などの管理業務となっております。

梶原委員

それでは、会員さんの配分金というか、それはどのぐらいになっておるのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

配分金についてであります。配分金につきましては平成24年度2億6846万155円となっております。この分につきましては、受託事業収入が約2億6千万円程度ありますが、8%程度の事務費相当分を差し引かれて支払われるもので、平成23年度は実就労人員で単純に割りますと1人当たり約43万円程度が配分金となっております。

梶原委員

それではシルバー人材センターの仕事の内容で、民間業者と競合する部分が出てくるんではなかろうかと思いますが、その部分についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

シルバー人材センターが民間事業者を圧迫していないかということでのご質問だと思いますが、シルバー人材センターにつきましては先ほども述べましたとおり、高齢者の方に就業の機会を確保・提供することを目的としており、市としましてもシルバー人材センターを支援していかなければならないと考えております。質問者がおっしゃるとおり、民間事業者を圧迫しないよう、調整していくことも必要であります。シルバー人材センターでは、センター本来の目的である高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進といったセンター本来の目的に沿って事業を実施されております。危険な作業などは除かれ、鉄鋼関係や高所での剪定作業などは高齢者にとって危険なため、丁寧にお断りをされ、他の民間業者に発注していただくようにされております。

梶原委員

では、補助金の額とそれから支出根拠、それから積算根拠についてはどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

シルバー人材センターへの補助金につきましては、シルバー人材センター補助金880万円、

地域活性化環境事業補助金 150万円、シルバー人材センター高齢者活用生活援助サービス事業補助金 200万円、シルバー人材センター高齢者活用子育て支援事業補助金 150万円、以上合計 1380万円となっております。積算根拠と申しますが、シルバー人材センターのこの運営費、人材センター補助金につきましては、会員数、就労日数によってランク付けが決められておまして、飯塚市ではBランクの880万円。補助金の根拠につきましては、国の高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱に定める補助金でセンターの運営に必要な人件費、管理費、事務費に対する補助金を根拠に支出をしております。

梶原委員

この補助金については22年度が880万円で23年度も880万円で出ておりますが、補助金としては少し減額された部分があったのではなかろうかと思いますが、シルバー人材センターの運営も厳しい状況であることは確かだと思いますが、今後の市としての支援はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

シルバー人材センターにつきましては、先ほど申しましたとおり、国の法律に基づいて設置されたものでございます。今後ますます高齢者、団塊の世代と言われる方が2015年には65歳以上になられることから、シルバー人材センターの支援は必要なものというふうに考えております。

梶原委員

市内の高齢化の状況を考えますと、高齢者の就業の確保はますます重要になってくると考えられます。一方で、民間業者との競合という難しい問題もあると思われませんが、シルバー人材センターと民間業者等が共存できる環境、社会が実現できるよう配慮していただいて、いつまでも高齢者の方が生きがいを持ち就労でき地域貢献できていくように今後もシルバー人材センターの育成・支援をお願いしたいと思います。

委員長

次に、172ページ、障がい者福祉費、生活支援センター等運営事業委託料について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

生活支援センター等の運営事業委託料ですけれども、この生活支援センターは嘉飯系で5カ所あると思いますが、その中で先日新聞で発達障がいにも悩む成人の相談というのが福岡市のほうで急増しておるということが載っておりました。いま本市においても発達障がいの児童といいますが、子どもさんの部分については頼田のほうに公明党さんを中心に働きかけがあって、対応されておるところでございますが、本市において成人の発達障がいについては、どこでも受付ができるのか、また相談があっているのか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

本市では飯塚圏域5カ所の障がい者生活支援センターのほうで、成人の方の発達障がいについてもご相談を受け付けております。発達障がいは自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいでありまして、知的な遅れなどがほとんど見られないため、現在の成人の方のご相談の多くは大人になり、社会に出てから初めて障がいに気付き相談にみえるケースがほとんどであります。

梶原委員

嘉飯桂の部分で結構ですが、23年度で成人の発達障がいの相談件数がどのくらいあったのか、お尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

飯塚圏域の障がい者生活支援センターで18歳以上の発達障がいのある方からのご相談は昨

年度120件程度受け付けております。成人の場合には発達障がいと精神疾患などの合併症をあわせ持つケースがたくさんありまして、精神障がいのある方として相談を受け付けた方の中にも発達障がいのある方がいらっしゃるの、いま申し上げました数字は発達障がいという診断のない発達障がいの疑いのある人も含めた数字で報告させていただいております。

梶原委員

圏域で発達障がいの相談を専門に受け付ける機関があるのかどうか、お尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関として福岡県内には福岡市、北九州市にそれぞれ政令都市の発達障がい者支援センターがございます。また、八女市と田川市には、福岡県障がい者発達支援センターが設置されております。この機関では発達障がいのある方とそのご家族が豊かな地域生活を送れるように地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、障がい者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っております。ちなみに田川市にあります福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」での平成23年度の相談件数は、新規相談400件中うち成人の発達障がいに関する相談は100件、今年には既に56件の相談を受け付けているということでございます。

梶原委員

近くでは田川にあるということですが、田川までいなくてもこちらでそういった相談窓口が確保できるように取り計らいをしていただきたいと思います。また、最近では会社での人間関係が上手くいかないと、それからコミュニケーションがうまくとれないといったことで、引きこもるケースが身近で起こっている現状がございます。障がい者やその家族の不安を取り除き、障がいのある方を支援していくためにはこの生活支援センターの役割が非常に重要になってくることと思われま。今後ともこのセンターを中心に、しっかり行政としての責任を果たしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長

次に、172ページ、障がい者福祉費、障がい者自立支援費、福祉タクシー補助金について小幡委員の質疑を許します。

小幡委員

172から3ページですね。障がい者自立支援、福祉タクシー補助金についてお尋ねします。福祉タクシー補助金、770万6720円の決算がでておりますが、この内訳を教えてください。

社会・障がい者福祉課長

この補助金は在宅の重度の障がいのある方に、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図っていただくために、タクシーを利用した際の初乗りに係る料金を一月3回まで助成する制度です。23年度は557人の方に福祉タクシー券を交付いたしました。交付枚数は18,588枚、うち利用された枚数は12,433枚。この利用枚数総数に対する助成額が770万6720円となっております。なお、この福祉タクシー券を交付する対象者の方は在宅で市民税非課税世帯の方のうち身体障がい者手帳の交付を受けている方で総合判定の1級に該当する方、それから身体障がい者手帳の交付を受けている方で視覚障がいの単独等級、1、2級に該当する方。それから身体障がい者手帳の交付を受けている方で、下肢または体幹障がいの単独等級1、2級に該当する方。それから、人工透析により治療を受けている方で医療機関の証明を受けている方。療育手帳の交付を受けている方で、障がいの程度がA判定に該当する方。そして、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で障がい等級が一級に該当する方としております。

小幡委員

では、今年度が700万円強使われておりますが、過去3年間の実績を教えてください。



社会・障がい者福祉課長

平成20年度利用実人員は513人でした。交付枚数の総数は17,136枚、利用枚数総数は12,459枚、補助金総額は772万3470円です。平成21年度の利用実人員は、516人。交付枚数総数は17,172枚、利用枚数総数は12,564枚、補助金総額は778万7910円です。また、平成22年度の利用実人員は549人。交付枚数総数は17,991枚、利用枚数総数は12,613枚、補助金総額は781万7690円でした。

小幡委員

福祉タクシーの券を必要とする方々からの要望で月3枚お渡ししてますよね。これを4枚ほど、もう1枚ふやしてほしいというような要望等が過去3年間ずっと市のほうに出ていると思いますが、その件に対して対応をもしするとすれば、今年度の予算にいかほどプラスされればその要望がかなえられるか、計算できますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

23年度の交付実績に過去3年間の平均利用率の72%を乗じまして月に4枚のタクシー券を交付すると試算しますと、これまでよりも約280万円の増額が必要となります。

小幡委員

3枚を月4枚にふやすと280万円強ふえるということですね。冒頭、説明で日常生活の利便と社会活動の範囲を広くするということですよ、目的はね。タクシーの初乗りの分を負担してくれるわけですよ、今の620円ぐらいかな。それが4枚になると月、4週と考えたら週1回はタクシーを利用できるということですね。主に障がい手帳一級と言われますけれども、目の不自由な方とか、透析を受けられる方、体に障がいをお持ちの方々の強い要望であります。この3年間も要望が続いているけど、今年度も上がっていないと。上げられない理由は何が課長、考えてありますか。

社会・障がい者福祉課長

いま委員がおっしゃいますとおり、視覚障がいのある方やそれから人工透析をされている方々からは、やはりこのタクシー券の枚数をふやしてほしいという要望を毎年のようにいただいておりますが、実はこの福祉タクシー券の事業は本市の単独事業でございまして、なかなかこの事業費の確保が非常に厳しく、皆様のほうには今の飯塚市の財政状況理解した上で申しわけないんですが、このままの状況で続けさせてほしいというふうなことの説明をさせていただいております。

小幡委員

決算ですから今年度はこれで構いませんけどね、3年間以上ずっと言い続けられているんですね。一人あたり1枚、620円ふえるんですね。年間で7,000円ぐらいなるのかな。一人一回いただける。予算自体は18,000枚ぐらいの交付の申請はあるけど、実質上72、3%しか使われてないので、要望の中には予算枠内であるから、使われていない方の理由を聞くと、本当に体が不自由で外に出られないという方々にも一応、まあ言い方が悪いんですけど、状況がわからず、ただ申請があるから交付しているというような実態。で年間1枚も使わないという方もおられるんで、実質上、先ほど社会活動の範囲を広げるといような目的であればその予算枠があるんだから、実際使われている72、3%の方々に配分していただけないかと。これ以上の予算を確保してくれではなくて、予算内の中で使い方というか、枚数の配分の仕方、そういうところからも検討していただきたいという意見も出ていますよね。単費ということですが、確かにそうなんだろうけれども、年間を通して280万円でしょう。同じくコミュニティバス等は1億数千万円の予算を組んでいますし、先ほどバス路線維持費等は3千万円強西鉄のほうにとかJR関係に送っているんでしょうけどね。福祉の方、仮に盲人の方もね、コミュニティバスを利用できないんですね。実験的にやるとね。やはり、目が見えないんだから家

の前までタクシーが来てもらわないと自分が乗れないというのがありますので、今後次年度の予算のほうで、また反映されるように課長強く上司の方をお願いしてください。私も応援しますのでよろしく願いいたします。

委員長

次に174ページ、低環境整備費、低環境整備費について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

174ページ、低環境整備費についてお伺いいたします。まずこれはどういったことに支出をされているのか、お伺いします。

人権同和政策課長

低環境整備と申しますのは当課では同和集会所とは別に、旧炭鉱集落の生活環境改善のために建てられております低環境の集会所を所管しております。その集会所の維持管理のための経費をここで支出しております。

上野委員

この集会所を地域住民の方々の負担というのはあるのでしょうか、この修繕維持に関して。

人権同和政策課長

地元の方のご負担はございません。

上野委員

低環境集会所はどのような経緯で建てられたのか、教えてください。

人権同和政策課長

低環境集会所は地方改善事業の一環といたしまして、旧産炭地の生活環境の劣悪な地域を不良環境地区と指定を受け、これらの地域の住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、生活環境の改善、社会福祉の向上及び保健衛生の増進を図るための施策の1つとして、飯塚市では昭和44年から国県の補助を受けまして集会所を整備したところでございます。

上野委員

国、県の補助金を受けて集会所を整備されたということですが、現在の維持管理の財源はどのようになっていますか。

人権同和政策課長

現在、低環境集会所の維持補修のための財源といたしましては、市の単費を支出いたしております。

上野委員

国、県の補助事業、廃止をされたのは何年でしょうか。

人権同和政策課長

県が最後に補助事業として出しましたのは、平成18年度でございますので平成18年度で廃止をされております。

上野委員

今後大規模な改修や建て替えも考えられると思いますが、それがもう全部単費で行われるんですか。

人権同和政策課長

基本的にはこれは市の行政財産でございますので、市の単費で補修、改修は行ってまいりませうけれども、建て替え等になりますと予算も膨大になりますことから、なかなか困難な面もございまして。しかしながら、築年数も何十年と経っておるものもございまして、ある程度の改修や補修は必要であるとは考えております。しかしながら、これにつきましても地元への移譲を推進してまいり所存でございます。

上野委員

これは旧産炭地の生活環境の改善ということですが、同じように旧炭鉱集落にある集会所なども市のほうで維持管理するべきではないのかと思いますが、その点はいかがでしょう。

人権同和政策課長

現在、低環境集会所として飯塚市が行政財産として所管いたしておりますのは、飯塚が12カ所、穂波地区が1カ所、庄内地区が5カ所の計18カ所となっております。これらの集会所は低環境集会所といたしまして国、県の補助を受けて整備をしたものでございます。また飯塚市の集会所及び生活館条例にも規定されております行政財産でございます。行政財産である以上は補助金が廃止されておりますが、市の責任でその辺を行っていきべきと考えております。しかしながら、いま委員がおっしゃいます部分につきましては、この低環境集会所という位置づけはいたしておりませんので、低環境集会所と同様の取り扱いはできないものと考えております。

上野委員

ではこれに関しても地元への移譲方針化していて、いずれは移譲していくということですが、移譲を行う際に気をつけていただきたいことがあるんですけど、維持補修のための積立金というのが地元ほとんどないのではないかなと思うんですけど、そこら辺も地元とよく協議をされて進めていっていただきたいというふうに思いますし、もう1点市の財産である以上、市の責任で維持補修を行わなければならないと行うべきであるという認識は飯塚市全体で課を横断して共有していただいているというふうに理解をして、質問を終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:00

再 開 15:10

委員会を再開いたします。

次に、174ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業費について上野委員の質疑を許します。

上野委員

174ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業費についてお伺いします。この事業の目的をまず教えてください。

児童育成課長

乳児がいるすべての家庭を看護師等が訪問し、育児に関する不満や悩みの傾聴及び相談、子育て支援に関する情報提供を行い、また要保護児童等の早期発見及び早期対応を目的として実施いたしております。

上野委員

事業内容をお知らせください。

児童育成課長

生後4カ月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児及び養育者の心身の様子並びに養育環境を把握し、適切な養育環境を確保することや支援が必要な家庭に対しては関係機関との連携調整を実施いたします。実際には、乳児リストを作成し案内及びアンケートを発送、訪問日時を電話で予約して訪問いたします。予防接種や近くの保育所一時預かり等の制度や子育て支援情報の説明を行い、乳児や養育者の様子、養育環境等を観察して心配な様子があれば再度家庭児童相談員や保健師の方などと訪問いたしております。

上野委員

飯塚市の出生件数、訪問対象件数、実訪問件数、または1日の訪問件数を教えてください。

児童育成課長

平成23年度の出生件数は1,162件で、保健センター等が実施いたします新生児訪問、それから県の未熟児訪問の181件を除きまして訪問対象件数は981件で、年度内訪問件数は913件です。平成23年度は1日の訪問件数は訪問員1人に対して約2件となっております。

上野委員

訪問に行かれた先で何か問題、トラブル等はございませんか。

児童育成課長

平成23年度は特に問題はございませんでしたが、いくら市と言っても母子のところに知らない人間が訪問いたしますので警戒される方もおり、電話時に不愉快な言葉や玄関先での対応等の問題がございました。

上野委員

訪問員の人数を教えてください。

児童育成課長

平成23年度は事業開始年度であり3人の訪問員で実施いたしました。

上野委員

現在の人数は何人でしょうか。

児童育成課長

2名でございます。

上野委員

男性でしょうか、女性でしょうか。

児童育成課長

女性でございます。

上野委員

なぜ女性の採用なのでしょう。

児童育成課長

出産されて生まれたお母さんと子どもさんに会いに行きますので、男性が行っても拒否されますので女性を選んでおります。

上野委員

訪問員さんは原則的に1人で訪問をされるということですが、女性が1人で知らないところに訪問されるのは安全面で大丈夫なのでしょう。

児童育成課長

訪問の約束の連絡時に7割の方が好意的で、約3割の方は警戒心があるのか面倒臭いのか、なかなか訪問の約束に至りませんが、日時の予約をとるときに相手の対応がよくないときや夜間に直接訪問するときは職員と2人体制で行くようにしております。今後も訪問員の安全には十分気をつけていきたいと思っております。

上野委員

いろんなご家庭があると思うので、女性が1人で訪問されるのは非常にリスクが大きいんじゃないかというふうに思うんです。車の止める場所の確保もですね、難しい場所もあるのではないかなというふうに思いますので、今後男性のドライバーと一緒にいけるような対応も考えていただいてですね、この事業本当にいい事業だと思いますので、さらに深めていっていただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

次に176ページ、児童福祉総務費、要保護児童連絡協議会委員謝礼金について上野委員の質疑を許します。

上野委員

176ページ、児童福祉総務費、要保護児童連絡協議会委員謝礼金についてお伺いをいたします。この要保護児童連絡協議会というのはどのようなものなのか、お知らせください。

児童育成課長

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るために、必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議等を行い、関係機関が連携をとってその支援を行うもので、その協議会には代表者会議、部会、実務者会議を置き、要保護児童等に関する情報交換、支援の協議、関係機関等との連携に関して協議を行っております。

上野委員

協議会の構成員及び開催数ですね、どのようになっているのか、教えてください。

児童育成課長

構成員には児童相談所、保健福祉環境事務所、教育事務所、警察署、飯塚医師会、県立大学、市教育委員会、民生委員児童委員協議会、保育所連盟、弁護士等、計17機関に属する19名の委員で構成されております。平成23年度の会議としましては、代表者会議を2回、部会を3回、実務者会議を11回開催いたしております。

上野委員

要保護児童はどのようにして把握されておられるのでしょうか。

児童育成課長

要保護児童は乳幼児全戸訪問事業時や地域住民の方、それから学校、保育所、児童クラブ等の通告により把握いたしております。

上野委員

要保護児童への対応は迅速に行わなければならない。また現在迅速に行っているというふうに理解をしておりますが、そうすると現実的にこの協議会は後手になってしまうと思うんですけども、この協議会は実は形骸化しているのではないのでしょうか。

児童育成課長

協議会に関しましては方向性や案件を終結するときなど、ほんとに最終決定をしていいのかわか、専門的な立場から判断していただいておりますので、形骸化していると言いますが十分に機能を果たしていると思っております。

委員長

次に、176ページ、児童福祉総務費、子どもの医療費無料制度の充実について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

176ページの子どもの医療費のところですけども、先ほど繰出金のところで話をしましたけれども、いま飯塚市では小学校3年生まで医療費を無料にしますということで、出費もなかなか大変だという中で苦勞されて実現をされています。しかし医療費無料化と言いながら一部負担金を残しているわけですが、この一部負担金、なぜ一部負担金を取るのかというところを聞きたいんですけど。

健康増進課長

現在、県の制度といたしましては就学前の児童幼児に対しまして無料化をしておりますが、その中でも自己負担金を取った中での事業運営をいたしております。飯塚市も単独で小学校1年生から3年生まで拡大したわけですが、その費用といたしまして7千万円以上の多額の事業費を要することになります。そういうことも含めまして県の補助制度と同一の負担をお願いしているところでございます。

宮嶋委員

これは金額を抑えるためですか。ほかに理由はないのでしょうか。

健康増進課長

最大の理由といたしまして事業費を抑えるというところでございますが、乳幼児医療関係で全くの無料をしていた段階では、必要以上に医療を受けられるという側面もございました。現実に医療機関にお聞きしますと、小児の関係では特に無料になってからは受ける必要のない軽いものでも安易に受けてしまうというような現状もございます。その部分も含めまして、自己負担を導入したということで考えております。

宮嶋委員

少しペナルティー的な意味があるのかなというふうに思ったんですけども、やっぱり子どもの発熱とか症状とかいうのは、なかなか判断できないで、親としては心配になってどうしてもかかってしまうというところがあるかもしれません。そういう意味では受診のための教育というか、そういう部分もいるのではないかなというふうに思いますので、これが受診抑制のためだけであるなら、もっとほかに工夫をされてですね、市長のマニフェストでは無料化しますということだったので、ぜひ一部負担金を外していただきたいと思います。それとですね、最終的には小学校6年生までを目指しますというふうになっております。これがいつになるのかなと思ひまして、市長にお聞きしたいんですが。

保健福祉部長

市長のマニフェストにつきましては、小学校6年生までというふうなことになっておりますけれども、今後2市1町、嘉麻市と桂川町とまた、協議しながら検討させていただきたいと考えております。

宮嶋委員

市長のマニフェストですから、よその市町に相談する必要はないと思うんですが、小学校3年生まで延長されたことですね、担当課とかでは、その皆さんから安心したとか、喜びの声とかそういうものを何か聞かれておりますでしょうか。

健康増進課長

現実に3年生まで拡大しているわけでございますが、やはり安心して医療が受けられるという側面では喜ばれております。

宮嶋委員

マニフェストっていうのは4年間のマニフェストじゃないでしょうかね。ぜひ6年生まで。金額的には小学校1年生から3年生と6年生までというのは倍になるというような数字じゃないと思いますので、是非がんばって実現目指していただきたいというふうに思います。

委員長

次に182ページ、青少年対策費、児童クラブ運営等委託料について、梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

児童クラブ運営委託料についてお尋ねをいたします。この運営委託料についての内訳はどうなっておるのかお尋ねいたします。

児童育成課長

平成23年度の児童クラブ運営等委託料は2億929万5915円ですが、その内訳といたしまして人件費が1億9626万9893円で93.8%、需要費が770万1226円で3.4%、その他役務費等でございます。

梶原委員

93.8%が人件費ということで、その人件費については青少健のほうで雇われた方の人件費ということでしょうか。

児童育成課長

そのとおりでございます。

梶原委員

平成24年度に今年度5、6年生の入所制限をされたところですが、入所児童が増加傾向にあるようですが児童クラブ入所児童が増えて、今は実施場所はあるんですが、実施場所が不足した場合についてはどのように対応されるのか、お尋ねいたします。

児童育成課長

平成24年度は昨年に比べて189人の減となっております。小学校児童数は減っておりますが、児童クラブの入所児童数は年々増加傾向にあります。実施場所が不足した場合はまずは学校にお願いし、余裕教室を借用して実施を考えておりますが、学校に余裕教室がない場合には専用室の増設も必要かと考えております。

梶原委員

今年度、5、6年生の入所制限をされておりますけれども、今後ますます利用する児童の方が増えると思われれます。そんな中で要望ですけれども核家族、また女性の社会進出がどんどん進んでおる中で、児童クラブに預ける小学生が今後ますますふえていくと推測されます。そういうことですね、その対応としてまず余裕教室を借用して運営していくということですが、いま学校では35人学級の推進をされております。そんな中で児童クラブが借用できる教室が少なくなっていくのではなからうかと思っておりますが、地域によってはいま借りている教室も返還していただきたいというようなことも起こってくるのではなからうかと思っております。その中で児童クラブの専用施設の建設も今後十分検討していただくようお願いいたします。

委員長

次に184ページ、青少年対策費、青少年健全育成会補助金について上野委員の質疑を許します。

上野委員

184ページ、青少年対策費、青少年健全育成会補助金についてお伺いいたします。この補助金の目的を教えてください。

児童育成課長

当該補助金は、各地区に組織された地区内の青少年健全育成会に、青少年の健全な育成及び非行防止等の活動を支援することを目的として支出するものでございます。

上野委員

補助金の積算根拠及び用途を教えてください。

児童育成課長

補助金の根拠となるものは4月1日現在による人口割4.42円と均等割66,500円で算出し市内の青少年健全育成会13地区に支出しております。また、用途につきましては各地区の青少年健全育成会の活動といたしましては、安全パトロール、非行防止キャラバン、子育て成人講座等を実施するために支出しております。

上野委員

各地区の補助金の比較、教えてください

児童育成課長

人口の多いところ少ないところがありますが、均等割の66,500円に人口割を加え84,600円から15万2600円の範囲で支出いたしております。

上野委員

青少年健全の目的に応じた十分な金額だというふうな認識はございますか。

児童育成課長

地域によっては温度差があり、活発なところは賛助会費を集めて活動をしてあるところもある

ります。そういう地域では不足しているかもしれませんが、全体的には適切でなかろうかと思  
います。

委員長

次に184ページ、青少年対策費、みんなで家族月間事業講師派遣手数料について、梶原委  
員の質疑を許します。

梶原委員

次に、みんなで家族月間事業講師派遣手数料についてお尋ねをいたします。この事業につ  
いては県費の10分の10の補助ということで、単年度で事業が行われたわけですけれども、こ  
のコウケンテツのキッチンから始まる家族のきずなの料理実演の参加状況はどのようであつた  
のかということをお尋ねいたします。

児童育成課長

この事業は料理実演と講習会の2部構成になっておりますが、実演見学会につきましては6  
4組の応募がありまして20組の抽選をしたところでございます。

梶原委員

64組の応募があつて20組の抽選ということですが、たくさんの応募があつたわけ  
ですが、家族の絆づくりの成果をふまえて今後ですね、これは県費の補助でしたが、市の単  
独事業の形でこういった家族のきずなづくり計画が今後実施されるどうか、お尋ねいたしま  
す。

児童育成課長

平成24年度は家族のきずな事業は実施しておりませんが、家族でつくる料理は家族の健康  
やきずな、子育て支援の面からも必要と考えますので、今後検討していきたいと思いま  
す。

梶原委員

ぜひ検討し可能にさせていただきたいと思いますが、今ですね、やっぱり家族でも会話が少  
なくなっております。そういった中で子どものいろんなですね、精神面でのですね、悩みとかそ  
ういったものがですね、こういったことを企画していただいて、これが実施されることによ  
って少しでも取り除かれるのではなかろうかと思っておりますので、ぜひ実施の方向で計画を  
させていただきたいと思っております。

委員長

次に186ページ、扶助費、扶助費について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

186ページ、扶助費についてお伺いをいたします。扶助費全体の削減に向けてのほかの自  
治体の取り組み、本市独自の取り組みとその成果がわかればご紹介ください。

保護第1課長

扶助費削減に向けての取り組みで、県下のほとんどの福祉事務所が取り組んでいるのが、就  
労支援員を配置しての就労支援事業と医療費削減に向けてのレセプト点検業務です。ほかには、  
医療費削減につながることで、長期入院の精神障がい者の退院促進を図る事業に取り組んで  
いる事務所もあります。また、本市が実施しています年金相談員を配置しての年金相談事業も年  
金加入歴・職歴等の再確認により、扶助費削減に貢献しています。この効果といいますのは、  
就労支援員事業につきましては昨年度43名の就労が決定いたしました。また、年金相談員の  
調査によりまして76件ほどですね、年金が若干でも上がるといふようなことですね、年金  
加入歴調査等によりまして成果が上がっているところでございます。

上野委員

それでは医療費削減に向けての本市の取り組みについてご紹介をお願いします。

保護第1課長

医療費請求に関しては、レセプトオンライン請求システムを導入し、支払基金より配信され



る電子レセプトを、委託した点検業者によって、適正な医療・調剤費の請求がなされているかチェックしています。また、点検時に、重複受診等の問題が見受けられた場合、担当CWを通して、本人に指導しています。頻回受診に関しても、ケースワーカーごとに該当者の台帳を作成し、本人に指導を行っています。なお、医療機関への受診に疑義がある場合は、嘱託医との協議や主治医への病状調査を行い、問題のある場合は、本人に指導を行っているところです。また、医療扶助費抑制の一環として、今年度より、後発医薬品、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた普及啓発に対する取り組みを行っています。各関係団体、飯塚医師会・飯塚歯科医師会・飯塚薬剤師会、この3団体の会長にお会いいたしまして、本取り組みについての協力依頼を行いました。また、薬局向けに、後発医薬品の普及に関するパンフレットを作成し、送付いたしました。また、同じように生活保護受給者向けの啓発リーフレットを作成し、全世帯を対象に配布いたしました。

上野委員

ありがとうございます。今後とも適正執行に向けて努力を続けていただくように要望して終わります。

委員長

次に186ページ、扶助費、生活保護費について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく生活保護費のところですが、近年やっぱり経済情勢、いろんな問題があると思うんですが生活保護費がふえたということで、結びのところでも先ほどずいぶん圧迫しているというふうな文言もありましたが、いま現在の生活保護行政をやられておりまして、特徴と今後の動向というか、そういうものを教えてください。

保護第1課長

保護申請の特徴と今後の動向ということでお答えさせていただきます。生活保護の世帯累計は、高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、稼働年齢層の世帯員を含むその他世帯に区分しています。保護申請の中で最も多いのが、傷病による開始理由です。高齢化率が年々上昇していることから、必然的に高齢者世帯の申請が多いのはやむを得ない状況だというふうに考えております。近年の特徴といたしましては、稼働年齢層の世帯員を含むその他世帯からの申請で、失業、収入の減少、預貯金等の喪失を理由した申請が多く、平成21年度が820世帯だったのが平成22年度が917世帯、23年度が988世帯と年々増加しており、この傾向におきましては経済情勢、雇用情勢が回復するまで続くものというふうに考えております。

宮嶋委員

やっぱり、私にもよく相談の方お見えになるんですけど、本当に病気で働けないという方、高齢で働けない、預貯金もないという方たくさんいらっしゃいますけれど、近年多いのはやっぱり若い方。本当に仕事を探していて仕事が見つからないっていう方が多いわけですね。ぜひ就労支援で先ほど紹介がありましたように、いま力を入れてありまして昨年43人ですね、就労ができたというようなことがあります。ぜひその辺無理がなく若い人たち、いろんな方たちが就職したり、収入源を見つけて保護から離れることができるように自立支援に向けて、ぜひ頑張っていっていただきたいというふうに思います。

委員長

次に、188ページ、保健衛生総務費、飯塚休日夜間急患センター事業について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

188ページ、保健衛生総務費、飯塚休日夜間急患センター事業についてお聞きします。内訳の費目の中で診療業務と委託料が約2800万円ほど上がっております。この委託料がまず

どこに対するものなのか。それとこの委託料により何人のスタッフの方がセンターのほうに来ているのか。その2点お伺いします。

健康増進課長

休日夜間急患センターにつきましては、運営上を飯塚医師会に委託しております。平成23年度は土日、祝日、お盆、正月の121日、17時から23時までの一次救急として診療を行っていただいております。委託の内容でございますが、人件費といたしまして医師が内科と小児科の2名、検査技師が1名、エックス線技師が1名、薬剤師が1名、看護師が2名、事務員が1名分、その他の経費といたしまして薬品費、医療材料費等がございます。

永末委員

では、このセンターの今の利用状況のほうをお示しいただけますでしょうか。利用者の総数と1日の利用者数の平均で構いません。あと利用者の方の住まれている地区、わかる範囲で構いませんのでお示してください。

健康増進課長

23年度の利用状況でお答えいたします。合計で1,899名の方が利用されておりまして、1日平均といたしましては15.7人ということでございます。ここ数年、21年度からですと21年度が1日平均20名、22年度が15.7名、いま言いました23年度も15.7名というような推移をしております。市町村別の利用状況でございますが、まず飯塚市が先ほどの1,899人のうちの1,345人、率にいたしますと70.8%。嘉麻市が313人で16.5%、桂川町が97人で5.1%、それ以外田川市、田川郡、直方、宮若などがございまして、7.6%ほどの利用をされております。

永末委員

こちらの事業に関しましては昨年の事業仕分けを受けられたと思うんですが、その結果を受けて今後どんな計画を描いていますか。

健康増進課長

昨年度の事業仕分けにおきまして、休日急患センターの事業といたしましては、平日の拡大ということと言われておりました。ただこの部分につきましては、現実には医師会のほうで事業を受けておられますけれども、やはり医師の確保という部分が非常に難しく、その部分をクリアしていかなくちゃならないと思っております。それについては22年度からずっと検討はさせていただいておりますけれども、その部分の問題は大学病院とか、の医局とかそういったところで医師の融通ができるかというところの問題が大きいというふうに考えております。

永末委員

私もインターネットのほうでこちらの事業仕分けの内容とかも拝見したんですが、一次医療、二次医療、三次医療という形であって、それを近隣の病院、飯塚病院だと思んですが、こちらのほうと連携を図りながら、一次医療をできる限り、休日夜間急患センターのほうで受けていくというようなことだったと思うんですが、そのような連携関係という今の段階でどの程度まであるんでしょう。

健康増進課長

現在、飯塚救命救急センターのほうで一次医療から、三次医療までの患者の受け入れをいたしております。ただ現実には救命救急センターの本来の目的といいますのは、三次医療、二次、三次の分が主な業務内容となっております。昨年23年度での救命救急センターの利用状況を見ますと1年間で4万4753名の方が利用されております。その内の一次医療といたしましては3万8765名ということで、大体85%ぐらいの方が一次の方でございます。本来二次、三次の救急医療を必要とされる方が、一次の患者さんが多数見えらることで対応が遅

れるとか、そういった問題も生じておりますし、医師の疲弊の問題も表面化しております。そういった意味からもその一次医療にかかる患者さんを少しでも休日夜間急患センターは平日に拡大した中で、受け入れる体制を整えればというふうに考えております。現在土日、祝日に関しましては、救命救急センターのほうでも休日夜間急患センターのほうに受診の勧奨をさせていただいております。

永末委員

今の飯塚病院の急患センターのほうの利用状況が、かなりこちらのほうの休日夜間急患センターの利用状況と比べて、桁が違いますんで、例えばいま言われた一次のほうの数、平日も含まれていると思いますので純粹に休日だけでないと思うんですけども、3万8千人ぐらいという方が利用されているというところで、これを連携の体制を築いていくにしても、こちらの休日夜間急患センター自体、医師の確保が難しい状況で果たしてこの人数を受け入れられるのかという部分、ちょっと疑問があります。そういった疑問がある中で、そういうところから見ますと、検討状況がまだ不十分じゃないかなというふうに感じる部分がございます。その一方でバスセンターに対するこちらのですね、急患センターが移転するというような計画のほうも聞いていますので、そのあたり整合性を図っていただかなければいけないんじゃないかなと思います。ただこれに関しては決算の部分ですので、この程度にさせてもらいますけれども、ぜひこの一次医療という部分が必要ないというわけで決めているわけではございませんので、ただなんでもその事業をやり続けられる時代でもないと思いますので、そこに関しましては全体的な医療体制というのをしっかり築く中で、こちらのほうの急患センターの場所のほうもしっかりと決めていただきたいということで質問を終わります。

委員長

次に190ページ、健康づくり推進費、がん健診委託料について八児委員の質疑を許します。

八児委員

190ページ、健康づくり推進費でございます。がん健診委託料についてお伺いします。いろいろ各種がん検診がありますが、乳がん、子宮頸がん検診について国の補助事業として節目年齢の方を対象にして実施をされていると思いますが、現在、どのような状況になっているのか、お答え願いたいと思います。

健康増進課長

国では女性特有のがん検診の受診率向上のために、平成21年度から乳がんは40歳から60歳までの5歳きざみ、子宮頸がんは20歳から40歳の5歳きざみの節目の年齢の方に無料クーポンを送付して受診の向上に努めております。クーポンの対象者の受診率でございますが、乳がんでは21年度が22.4%、22年度が24.5%、23年度は26.2%、子宮がんでは21年度が19.3%、22年度が27.2%、23年度が24.7%となっております。

八児委員

それではこの制度が始まる前と比較するとどのようになっていますか。

健康増進課長

制度の始まる前の平成20年度の受診率の状況でございますが、乳がんが13.5%、子宮頸がんが10.9%となっておりますが、制度開始以降では乳がんでは21年度が16.5%、22年度が19.8%、23年度が19.7%となっております。子宮頸がんでは21年度が12.9%、22年度が16.6%、23年度が17%と受診率は上昇しております。この状況から見ますと、無料クーポンの制度が受診率向上の一定の効果を表しているのではないかと考えています。

八児委員

いま説明ありましたけれどもですね、確かに受診率はあがっている状況であると思いますが、

これが効果があったのかというふなことはですね、これは基本的に今いろんな形でテレビとかで啓発されておりますが、飯塚市としてはこれを受けてどのように考えておられますか。

健康増進課長

がんの受診率につきましては、飯塚市では集団健診を行っておりますが、集団健診での受診率という形でございます。それ以外で事業所のほうでがん健診を受けられるとか、あとは医療機関で直接健診を受けられる方の人数の把握ができておりません。そこを含めると、先ほど言いました受診率よりもかなり上乘せになるのではないかと考えておりますが、正確な数字を把握するまでには至っておりません。この部分については、国、県なりにその受診率の適正な把握ができる制度設計をしてくださいというふうな要望も立てておりますし、国では50%という受診率の目標設定をいたしております。そういうこともございまして、今後はさらなる勧奨等も含めまして数字の把握がちゃんとできるような体制を構築していきたいというふうに考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:54

再 開 16:04

委員会を再開いたします。

194ページ、環境衛生費、衛生自治会連合会補助金について上野委員の質疑をします。

上野委員

194ページ、環境衛生費、衛生自治会連合会補助金についてお伺いをいたします。まずこの目的について教えてください。

環境整備課長

衛生自治会でございますが、これは地区衛生組織として戦後生活の窮迫と伝染病等が流行する中、地域の住民の方々が自ら生活環境の改善に立ち上がったことを契機として組織されたものでありまして、現在では厚生省と環境省が共同で所管する社団法人となっており、全国組織である全国地区衛生組織連合会の下に各県の連合会が組織され、飯塚市も県の連合会に加入しているところでございます。本市におきます地区衛生組織は自治会と一体の組織として運営されており、自治会と同様に市の連合会の下に飯塚、穂波、筑穂、庄内、穎田の5支部を設けて、地域の生活環境の改善に向けさまざまな活動に取り組んでいただいているところでございます。

上野委員

所管をされている省庁名をもう1回教えてください。

環境整備課長

厚生労働省と環境省でございます。

上野委員

これが組織された経緯が戦後生活の窮迫と伝染病等が流行する中で立ち上げられているということなんですが、現在での必要性についてどのような認識をお持ちなのか、お伺いします。

環境整備課長

当然、地区の環境衛生等に取り組んでいただいておりますので、非常に大事な組織であるというふうに考えております。

上野委員

それでは補助金の算定基準について教えてください。

環境整備課長

衛生自治会連合会への補助金につきましては、各支部の所属自治会数、世帯数を基に算出した基本額に、各自治会で取り組まれております標準的な清掃事業費等を基に算出した事業割り

を加えて算定いたしております。

上野委員

平成23年度、各支部への内訳を教えてください。

環境整備課長

平成23年度におきましては、飯塚支部に93万5516円、穂波支部に100万8057円、筑穂支部に57万1394円、庄内支部に59万623円、瀬田支部に25万8160円、これに連合会費10万円を加えた346万3750円を交付いたしております。

上野委員

補助金の使途について教えてください。

環境整備課長

使途につきましては、まず各支部共通の取り組みとしましてペットの適正な飼育やポイ捨て防止などの啓発看板の作成、ごみ散乱防止のためのごみネット購入補助の事業等があります。また、各支部独自の取り組みといたしまして、飯塚支部におきましては空き缶、空き瓶回収運動や煙霧消毒器の補修等、穂波支部におきましてはごみゼロの日及び空き缶、空き瓶回収運動の2回の一斉清掃等、筑穂支部におきましては年2回の環境美化活動と花いっぱい運動等、庄内支部におきましては年2回の環境美化活動と各自治会で取り組まれる環境衛生活動への助成等、瀬田支部におきましては年1回の一斉清掃活動と各地域での清掃活動への支援等を実施される中で活用されております。

上野委員

補助金額の算定基準、基本額と事業割の計算の算定基準とこの総額、補助金額について改定もしくは今の現状のままで十分だとお考えなのかどうか、教えてください。

環境整備課長

現在、この補助につきましては、23年度、こういった状況の中で活動いただいております。しかし、私ども今考えておりますのが、各支部合併時におきましては、それぞれの使用用途がございました。合併して数年経ちますので、こういったものにつきまして再度活動状況を見直しながら、補助のあり方等検討していきたいというふうに考えております。

委員長

次に、194ページ、環境対策費、住宅用太陽光発電システム設置費、2399万7千円について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

引き続きですみません、お願いします。195ページ、環境対策費、住宅用太陽光システム設置費補助金2390万円の支出についてお伺いしたいと思います。まず、23年度よりスタートした新規事業のようですが、件数、実績はどのようになっていますでしょうか。

環境整備課長

23年度につきましては、最終的に318件でございます。

吉田委員

この決算額で180件、1440万円の当初予算に比べ大きく差がありますが、これはなぜでしょうか。

環境整備課長

平成23年度からの事業開始にあたりまして、私どもとしましては九電からの情報をもとに市内での太陽光発電設置件数、これを種々検討いたしまして年間約200件程度と推計し、当初予算としまして上限額8万円ということで約180件分、1440万円を計上いたしております。しかしながら、昨年3月1日に発生しました東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故もあり、自然エネルギーへの関心が急速に高まりまして当初予定していました分は

3カ月ほどで終了してしまうといった予想外の状況になりましたので、急遽関係各課等を含め協議いたしまして、なるべく受付期間が空白とにならないよう予備費から1千万円を充当、対応し、最終的に318件、2399万7千円の補助金を交付いたしました結果でございます。

吉田委員

23年度につきまして、3カ月で180件分が終了し、特別に予備費より1千万円の追加支給というありがたい状況はわかりましたが、今年も継続している住宅太陽光システムの設置事業の状況についてはどのようになっておりますでしょうか。

環境整備課長

今年度につきましては、事業実施2年目に当たりましてこれを他市の情報からみまして、申請件数は減少するものというふうに考え、23年度と同額の予算を計上いたしておりましたが、原発の影響は非常に大きく、また今年度は特に計画停電等のこともありまして、自然エネルギーに対する関心は引き続き高く、申請件数は昨年と変わらない状況となりまして、今年度も昨年度と同様の対応をしまして、最終的には294件の補助金を交付する予定となっております。

吉田委員

ただいまいろいろご答弁いただきましたが、再生可能エネルギーの全量固定買取制度が始まったことを受け、関心が深く当市においても鯉田の遊休地になっている炭鉱跡地、約4万1600平方メートルに太陽光パネル8千枚設置する大規模太陽光メガソーラーが最大出力2,340キロワットを持って約440世帯分の消費電力に相当する規模で建設中です。同じく勢田の遊休地3万5300平方メートルにつきましても、最大約1,750キロワットの施設を民間企業が建設中です。近隣におきましても嘉麻市でメガソーラー約2千キロワットが稼働している状態でもあります。一般家庭においても、市民の自然エネルギーへ対する関心は非常に高いものがあり、現在の原発状況等からも考えますと太陽光発電システムは市民ニーズの高いものがあると思います。同時に個人、みずからの意思で進められる環境保全への取り組みとして国内のエネルギー自給率を高める意味でも低炭素社会への転換を進める有力な手段となっております。そこで、飯塚市における本年度、事業継続と当初予算段階から過去2年の実績を踏まえた予算確保が必要だと思えます。ぜひ25年度の予算確保と予備費、補正予算で支出するのではなく当初予算の段階から補助金を確保していただき、しっかり対応していただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

委員長

次に196ページ、病院費、病院事業会計補助金について小幡委員の質疑を許します。

小幡委員

病院事業会計補助金についてお尋ねします。病院事業会計補助金で2億3895万5千円強、支出されておりますが、この内訳を教えてください。

健康増進課長

病院事業会計の補助金の内訳でございますが、まず地方交付税を財源としておりますのが、病院管理運営交付金2億1324万1千円。病院事業債、元金償還金が521万9千円。病院事業債利息が49万5千円。次に合併特例債を財源といたしますのが、建設改良事業費への出資分120万円。機械整備事業費への出資分1880万円。このうち指定管理者に交付しますのは、病院管理運営交付金2億1324万1千円のみでございます。その他のものにつきましては、病院事業債の償還元金と利息、及び建設改良事業、機械整備事業の財源となっております。

小幡委員

財源の内訳をいまお聞きしましたけども、実質上病院に支出金として必要な額は、やはり2億3800万円、必要なわけですね、飯塚市としてはですね。財源はそれぞれ違いますけども。

基本的に病院のほうには交付税措置相当額を交付するという条件で本市には実質上負担をかけないということで指定管理者に今委託しておりますよね。そういった条件で委託しておりますけども、基本的には医師数、医者の数が満たしていないということを所管の委員会でもいろいろと問題になっておりますが、その点どのように考えているのかと、もう1点ですね、成果指数というのがありますよね、成果指数の中で医療科数は13医療科で目標値に達しているということですが、いま言いました医師の数と病床利用率というのが81%の目標値を設定していますよね。今年度はそれが下がっていると。この目標値の81%というのは何を基準に、病床が100あるうちの81%が埋まればいいと、何を基準に決められているか重ねて答弁をお願いします。

健康増進課長

まず医師数の件でございますが、市立病院の医師数につきましては労災病院の後医療ということで労災病院で要望していました診療科を基本に考えておりました、当初計画では12診療科、常勤32名ということにいたしておりましたが、開院当初の20年度では20名だったものが24年10月1日現在では29名となっております。医師数という点においては確かに、指定管理者当初の計画には達しておりませんが、現在医師不足が言われております診療科につきましては、神経内科、脳神経外科、麻酔科等の専門医でございます、全国的にも不足している状況でございます。不足している医師の確保につきましては、指定管理者であります地域医療振興協会が市と協力いたしまして大学病院医局を中心に働きかけを行っておりますが、なかなか確保が難しい状況ではございます。しかしながら、その医師の確保につきましては引き続き努力していきたいと考えております。現在、不足いたしております診療科につきましては、非常勤医師で対応しておりますので一応の医師の確保はできている状況ではございますが、まだ十分とは言えません。しかしながら、一定の体制を取れている状況でありますので、当初の診療に対してはやれているのではないかと考えております。それと成果指数の件でございますけども、目標数値81%につきましては、指定管理時の目標が81%ということで目標としております。ただ、通常80%、病床利用率の81%というのは通常入院の場合に収益ラインというのがございまして、大体80%を超えればだいたい黒字になりますというところではございまして、最初指定管理者が目標としておりましたのは81%ということでございますけれども、現状近い数字ではないかと思っております。

小幡委員

81%で基本的には運営が可能だという数字ということですね。交付税相当額の2億数千万円スルーしているわけでしょう、要は。国から来た分が飯塚市立病院のほうにいくという。交付税相当額の趣旨といたしますかね、黒字であろうと赤字であろうと基本的には今交付税を、うちとしては補助金を出しているんですけども、その根本的な趣旨を教えてください、なぜ渡すのか。

健康増進課長

まず普通交付税が交付される趣旨でございますが、公立病院はその立場から負採算部門とか救急医療部門とか、そういったものを担うことが多いというふうになっておりますので、その部分につきましては国からの財政支援があるということでございます。先ほど80%の部分につきましては、基本的には通常の病院であれば80%ぐらいで黒字ということでございますが、公立病院の場合は先ほど言いました不採算部門も含めた形の中で、交付税を含めて採算ベースに乗るといような考え方でございます。

小幡委員

今の説明だと不採算部門に対する、極端な話、2億数千万円はぐらいいは病院としては赤字だろうという想定で渡しているという考えですね。将来的において81%が仮に95とか、10

0%になったとなりますと黒字になりますよね、十分ね。そういうときは交付税は国のほうから減らされるんですか。もしくは、減らされればうちは渡さなくていいんですか。もしくは、減らされないけど黒字である以上は渡さなくていいんでしょうか。そこのところだけ教えてください。

健康増進課長

基本的には黒字になりましても交付税を減らされるということはありません。ただ、極端に言いますと先ほど委員がおっしゃいましたように病床利用率、稼働率が90%とかになって黒字がかなり出たということになりました場合につきましては、協定書上ではその黒字分については将来の建て替えとか医療機器の充実とか、そういった形の分に準備しておくというふうな取り決めが設けられております。

小幡委員

黒字になった部分の積み金はね、将来的に必要なだと思いますよ。ただ、他の指定管理者制度があるじゃないですか。そこには条件を課していますよね。各指定管理者というのはその条件を満たすように鋭意努力されていますよね。今の課長の説明だと黒字になっても交付税は変わらない。逆に赤字だと助かる。黒字になっても交付税がまわってくるとすれば、努力する気がないんじゃないかなと思うんです。だから飯塚市が一旦止めることができるんですかということなんですよ。将来的には飯塚市が積み金して赤字のときに補てんする分は構わないけど、いつもかつも2億数千万円入ってくれば、企業側としては努力せずとも入ってきますんで、医師の確保もそうですけど、病床の利用率も上がらない。そういった点は病院側との話し合いでは、どのような方向性で飯塚市のほうは、鋭意条件に見合うように頑張ってくださいということ、他の指定管理者の企業さんもおられますからね、そこら辺の平等性をどんなふうにして病院側に指導しているのか、ちょっとお聞かせください。

健康増進課長

基本的にはあとは医師の確保の問題が一番引かかる部分だと思います。医師の確保につきましては、いまネット上でも医師を確保するために5千万円要るとか、そういったことも現実的に起こってきております。ただ医師の確保につきましては、報酬面とかの充実も図った中で確保していかなければいけない部分も当然出てくると思います。ただ現実には、いま医師の確保に動いている分につきましては、各大学病院の医局を回った中でお互いに協力した中でやっております。ですから、お金が入ってくるんで努力しないんでないかということは、うちのほうが絶えず同じようなことを一緒に行動するような形をとっておりますので、その部分はないとは考えております。ただそういったいま言われたような形の疑念が抱かれるような形では困りますので、私どももしっかり今後とも医師の確保には協力して努めていきたいと思っております。

小幡委員

考え方的にはわかりましたけど、やはり他の指定管理者は条件を守ってやられております。病院は非常に管理期間といいますか、30年でロングランで長いんですからね、急にはいま言った病院関係の運営でしょうから難しいとは思いますが、そこら辺の指導はしっかりとさせていただきたい。これは要望で構いません。最後、ちょっとこれは分かっている範囲で構いませんけど、飯塚市立病院自体の指定管理者、自治医大ですかね、なんとか機構さん、あそこは全国的に展開されていますよね。何十カ所か病院を持っておられますが、いま何カ所運営されているのが1点と、将来病院の建て替え等も計画されておりますけど、その経営状況を本市は把握しているかどうか、その2点を教えてください。

健康増進課長

現在、協会のほうで運営しています施設は51カ所。飯塚市が指定管理をしたときにはまだ30数カ所だったと思いますけれども、いま拡大路線といいますか、どんどん増やしてきてお



ります。そのうちの半分くらいが黒字経営でやっております、25ですかね、その赤字部分につきましても新設の部分は数年間は軌道に乗るまで赤字という部分が続きますので、本体自体は赤字ではございませんので、これから先どのような形で新しく拡大した部分が黒字になるか、私のほうではわかりませんが、今の現状ではそういった心配はないというふうには協会のほうからは伺っております。

小幡委員

ちょっと端的に構いませんが、その協会の総合決算、連結決算でしょうけど、それは飯塚市としては把握されているのか、もしくは要求できるのか、その資料をお持ちなのか。今回はいいけども、次年度の決算委員会とか予算委員会にそういった資料が提出できるのかも含めて教えてください。

健康増進課長

基本的には協会全体の部分はホームページ上でも公開されておまして、その部分の数字は把握できております。ただ先ほど言いました個々の51カ所につきましては把握できないようになっております。

小幡委員

個々の51カ所はいいんですけども、協会全体の決算、いま言ったように30年間安心できる医療機関なのかということの査定をする上でもね、その協会の決算書がいただけるのかということですよ。

健康増進課長

指定管理の中ではあくまでも飯塚市立病院の決算の分は受け取るようになっておりますけども、協会本部の分についてはそのような形では取り決めてはおりません。ただ先ほど言いましたように、ホームページ上で公開されています数字の分については把握できる状況です。

委員長

では次に行きます。198ページ、清掃総務費、旧最終処分場湧出ガス調査委託料について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

旧最終処分場湧出ガス調査委託料についてお尋ねをいたします。この調査の場所と目的についてお尋ねをいたします。

環境対策課長

旧最終処分場湧出ガス調査につきましては、現在の飯塚市クリーンセンターが平成10年4月に稼働しそれまで使用しておりました鯉田上坂最終処分場、ちょうどオートレース場の駐車場の信号機の南側になりますが、この最終処分場の閉鎖に伴いまして公害防止と跡地の適正管理を目的に環境省が策定した最終処分場安定化マニュアルに基づきまして定期的に実施をいたしております。

梶原委員

この調査の開始年度と調査内容、また湧出ガス以外にも何か調査をされているのか、お尋ねをいたします。

環境対策課長

この鯉田上坂旧最終処分場につきましては、埋立物の分解により発生する二酸化炭素及びメタンガス等を排出するためのガス抜き管をメッシュ状に11カ所設置し、また地下水のモニタリング井戸を3カ所に設置いたしまして、平成10年度から調査を開始いたしております。調査の内容といたしましては、湧出ガスがガス発生量、メタン濃度、二酸化炭素濃度及び温度等を年4回、また地下水につきましては健康項目39項目とダイオキシン類を1回、およびBODなどの環境項目を2回実施いたしております。またこれまでの経緯といたしまして、湧出ガ

スにつきましては平成17年度まで、地下水につきましては平成13年度まで毎年調査を行っておりましたが、その間の調査結果を踏まえ、地元等とも協議を行いまして、平成17年度以降は湧出ガス及び地下水とも3年に1度の検査となっております。

梶原委員

平成17年度以降は3年ごとに調査を実施しておるといことですのでけれども、23年度です、今回の調査の結果についてはどのような結果が出たのか、お尋ねをいたします。

環境対策課長

平成23年度の湧出ガス調査につきましては11カ所のうち一部でメタンが検出されましたが、いずれも変動の範囲内であり、またガスの発生量といたしましてはいずれも測定限界値を下回っておりますので、最終処分場としては安定期を迎えているものと考えております。また地下水につきましては、ダイオキシン類はいずれも水質汚濁に係る環境基準の10分の1以下で、水質検査といたしまして大腸菌群が1カ所で検出されましたが、地下水の環境基準としては特に問題はないと考えております。なお、この調査結果につきましては、本年5月に地元説明会を開催し、説明を行っております。

梶原委員

検査結果としては基準値以下で、そう問題ではないのではなかろうかという部分が出ておりますが、今後もこの結果と言いますか、地下水については実施をしていただかなければならないと思っておりますが、このガスの調査についてはですね、この次の結果によっては必要ないのではなかろうかと思っておりますので、その辺は十分に地元の方に説明をしていただいで対応していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長

次に198ページ、清掃総務費、飯塚市・桂川町衛生施設組合負担金、ふくおか県央環境施設組合負担金について小幡委員の質疑を許します。

小幡委員

飯塚市・桂川町衛生施設組合負担金とふくおか県央環境施設組合負担金、合わせて11億円近くあるのかな。それぞれ決算されておりますけれども、この両施設の組合の構成団体と事業内容についてちょっと教えてください。

環境対策課長

まず、飯塚市・桂川町衛生施設組合の構成団体につきましては、飯塚市及び桂川町でその主な共同事務といたしましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場の設置及び管理運営に関する事務となっております。また、ふくおか県央環境施設組合につきましては、複合の一部事務組合となっております、飯塚市と嘉麻市の共同事務として実施するごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営と飯塚市、嘉麻市、小竹町の共同事務として実施する、し尿処理施設の設置及び管理運営とに分かれております。

小幡委員

ということは、飯塚、嘉麻、桂川、小竹まで入ってしまうということですね。それではその共同事務において、飯塚市における23年度の実績はどのようになっておりますでしょうか。

環境対策課長

各施設組合の平成23年度の実績につきましては、組合議会の決算認定がまだ終わっておりませんので、現在報告を受けております決算見込みとしてお答えをさせていただきます。まず、ごみ処理費につきましては、飯塚市・桂川町衛生施設組合で穂波及び筑穂地区から搬入されたごみ1万3906トン、飯塚市全体の約31%を処理し、ふくおか県央環境施設組合で庄内及び穎田地区から搬入されたごみ4,566トン、飯塚市全体の約10%を処理しております。また、し尿処理につきましては、合併浄化槽汚泥を含めまして飯塚市・桂川町衛生施設組合で4

万4464キロリットル、飯塚市全体の約40%を処理し、ふくおか県中央環境施設組合では2万2839キロリットル、飯塚市全体の約21%を処理しております。また、火葬事務につきましては、飯塚市・桂川町衛生施設組合の筑穂園の火葬件数は268件で飯塚市全体の約14%を占めております。

小幡委員

結局、施設組合おのおのですね、当時借入金、起債を起こしていると思いますけども23年度末で未償還額の方はわかりますでしょうか。

環境対策課長

これも同じく決算見込みになりますが、各施設組合の平成23年度末未償還額は、飯塚市・桂川町衛生施設組合が借入件数3件の約6億4692万円、ふくおか県中央環境施設組合が借入件数9件の23億5128万円となっております。

小幡委員

飯塚・桂川の方はもう額はかなり減少しておりますが、県央の方はかなりの額がまだ残りますね。合併したところとしていないところとややこしい組織構成になっておりますけども、やはり1本算定になりまして交付税が今から減額されていくのは各自治体変わらないわけでありまして、だれが考えてもそういった施設は統合して、やはり整備する時期が来ると思いますけども、本市の方がやはり基礎自治体としては一番リーダーシップをとる立場だと思いますけども、そういったいま、合併もしくは施設の統一化についてはどのような考えで今進められているか、進捗状況がわかりましたら教えてください。

環境対策課長

現在、飯塚市が施設組合で共同事務として実施しておりますごみ処理施設、し尿処理施設及び火葬場の設置及び管理運営につきましては、飯塚市の「公共施設等のあり方に関する第1次実施計画」の中で、関係自治体や地域住民等と施設の集約、再編整備を含めた施設全般について協議を行い、今後の方向性を決定することと致しております。このため、各施設組合の構成団体である嘉麻市、桂川町、小竹町及び両施設組合に協議を依頼し、各課長及び局長レベルによる検討会議と係長レベルによる作業部会を設け、事務レベルでの定期的な協議を進めておりますが、ご質問の施設組合の統合につきましては、各施設の集約、再編整備を図る上で、最初に取り組みべき課題として前向きな意見が出されております。また、統合の方法につきましても既存の組合を解散し新しい組合を設立する方法や1つの組合を複合化し、他の組合を統合する方法などもございますので、このようなことも含めまして、現在、意見交換等を行っております。ただ、実際に統合には各構成団体の議会の同意を含めた協議や調整が必要になりますので、現在の施設組合の資産や負債の取り扱い、統合した後の各構成団体の負担割の問題、あるいは施設組合以外での広域的な取り組みとして実施している事務等を含めまして、今後の嘉飯桂地区における一部事務組合のあり方としての各団体間における政策的な協議や取り組みが必要になると考えております。

小幡委員

最後に今検討しているという話はわかりましたけども、方法もいくつかあると思います。ただ、いま言いましたとおり一本算定まで時間がもうありませんけども、目標、いつまでに統合する、しないも含めて、いつまでに検討すると日程を決めてやられていますか。ただ、ただらららといっているのか、何年度までに結論を出すといったような話し合いになっているんでしょうかね、その点だけ教えてください。

環境対策課長

ご質問の件につきましては、施設の再編、集約等につきましては「公共施設のあり方に関する第1次実施計画」の中で平成24年度末までにその方向性、構想等について決定するといった

しておりますので、現在それを目標に、1つの事務レベルでありますけど、担当方による検討を進めております。ただ、最終的には場合によっては25年度にもつれ込む可能性もあると思っております。

委員長

次に、198ページごみ処理費、ごみ処理経費について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

198ページのごみ処理費、今のごみ処理の状況と推移、その原因についてお願いいたします。

環境施設課長

資料の66ページに掲載しています。各地区ごとに平成12年度から平成23年度を掲載し、合計欄に通常分、特殊要素分と記載を分けています。ごみ処理量につきましては飯塚地区におきまして平成18年度、合併時の指定ごみ袋等の料金値下げにより一旦増加していましたが、水害等を除いた通常分で平成18年度を100としますと、対前年度比で平成19年度が約2.8%の減、平成20年度が約1.4%の減、平成21年度が約9.4%の減、平成22年度が約0.98%の減と年々増加現象に転じています。また平成23年度につきましては平常分4万4683トンで平成22年度と比較しますと約31トンの増、率で0.07%増ということで、ほぼ横ばい状態になっております。要因といたしましては、平成21年の4月からの7分別収集の統一により資源ごみ収集等の収集実施に伴うリサイクル推進によるごみの減量化、それから長引く景気低迷の影響により資源節約志向で購買力が低下したものであるというふうを考えられます。このようなごみ処理量が減少する傾向にあることにつきましては本市特有の現象ではなく、全国的に本市と同様な理由からごみ処理量が減少しているという状況でございます。

宮嶋委員

大体横ばい状態であると、しかし、微妙に増えているという状況にありますが、これは家庭系のごみなのか、事業系のごみなのか、そういうふうな観点からはどうでしょうか。

環境施設課長

先ほど、若干23年度で横ばいということをお話ししておりましたが、資料の12ページによりましてご説明申し上げます。家庭系と事業系につきましては基本的に混合収集、これは小規模事業所につきましてはごみ袋につきましては家庭系ごみと同じ取り扱いをいたしておりますことから、それぞれの実績をつかむことは困難でございます。ただ、ごみ袋の販売数とほぼ一致するのではないかとというふうを考えられます。平成21年度と22年度の比較では、家庭ごみ袋で約0.7%の減、事業系では約0.04%の減となっております。平成22年度と平成23年の比較では家庭系ごみが約2%の減、事業系ごみで約0.6%の減、家庭系、事業系とも減少しております。このようにごみ袋の販売によれば、家庭系も事業系も減少して傾向にあるということが言えます。

宮嶋委員

ごみが少なくなって、処理経費も少なくなっていると思いますのでぜひごみ袋の値下げをしていただきたいんですが、その辺の検討をお願いできませんでしょうか。

環境施設課長

ごみ処理を行います清掃工場につきましては平成10年度に稼働を開始し、建設当時と比べ施設の維持管理費等に多大な経費を要しております。今後の老朽化に伴います整備費の増大及び施設の延命化を図るため、平成22年度から大規模改修事業を年次的に実施しております。またコークスなどの燃料費におきましても、年々国際情勢の影響で購入価格が安定しておりません。特に、コークスにつきましても、主に中国産に依存していることから価格が不安定であり、先が見通せない状況でございます。このようなことから、ごみ処理に係る経費が今後も増

大することが見込まれるため、ごみ袋の値下げは考えておりません。

宮嶋委員

経費が上がるといのは結局焼却炉とかそういうものを改修とかそういうものであって、いわゆるそのごみを焼却して片付けるという部分については下げられると思います。元々ですね、ごみ処理というのは税金で賄う、それが大原則なんです。だからそういうごみを焼却するような施設をつくる、こういうものを、また新たに住民に負担をかけて、ごみ袋代で補うというやり方が間違っているということをお願いしたいと思います。ぜひですね、やっぱり住民の皆さんの願いに応じて、本来はごみ袋代はとるべきではないということで、まず差し当たって引き下げをぜひ検討していただきたいということを要望して終わります。

委員長

次に、198ページごみ処理費、ごみ収集費について八児委員の質疑をします。

八児委員

飯塚市のごみ収集体制についてお伺いをいたします。

環境施設課長

直営は、飯塚地区の一部の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを収集しております。委託業者につきましては、収集地区や収集している品目については資料69ページに掲載しております。飯塚地区の収集委託業者は6業者で、直営と同じく飯塚市クリーンセンターに搬入しております。穂波地区と筑穂地区の収集委託業者は3業者で、桂川町にある桂苑に搬入しております。また、庄内地区と穎田地区の収集委託業者は2業者で、可燃ごみを嘉麻市稲築にあるごみ燃料化センターに、その他のごみは飯塚市入水にあるリサイクルセンターに搬入しております。このように、飯塚市のごみの収集は、直営と委託業者11社で実施しております。

八児委員

今ご答弁いただきましたように直営と委託業者11社で行っていただいておりますので、収集台数及び作業員人員における直営と委託業者の比率についてお願いいたします。

環境施設課長

ごみ処理費における直営の収集台数は5台、作業員人員は10人となっております。また、委託業者の収集台数は46台、作業員人員は92人です。これは、収集車1台に作業員2名が乗車して作業を行っていることによるものです。よって、直営と委託業者の比率については、収集台数及び作業員人員ともに、直営が9.8%、委託業者が90.2%となります。

八児委員

それではですね、ごみ収集量における直営と委託業者の比率についてお願いいたします。

環境施設課長

平成23年度の直営におけます、ごみ収集量の合計は6,972トンで委託業者のごみ収集量の合計は2万7,076トンとなっております。これによりまして、直営と委託と委託業者の比率につきましては、直営が約20.5%、委託業者が約79.5%となっております。

八児委員

それではですね、直営と委託に分ける理由についてお伺いいたします。

環境施設課長

飯塚地区につきましては、合併従前から飯塚市の直営の部分とそれから委託部分というのがございます。基本にごみ収集につきまして、総体的に飯塚市の収集の業務としてやっておりますが、基本的にいま年々ですね、それぞれの委託業と言うことの中で、全国的に見ましても、直営の業務収集が民営化されているという状況になっている状況でございます。

八児委員

この比率を見ますとですね、直営で人員と台数について9.8%、1割ぐらいですけれども、

収集量はですね、直営のほうが20%、2割ぐらいですね、収集されておると。このところの差というか、これについてはどういう形があるのかをわかれば教えてください。

環境施設課長

それぞれの各地区によりまして、ごみ収集量が若干違ってきております。それとルート収集をいたしておりますので、それから計画収集の中で当然その日のうちに終わるということで、旧町の部分と飯塚地区につきましては人口的なものがございますし、4支所管内については収集量にこのような差が出ていると判断されます。

八児委員

どういう形がいいのかよくわかりませんが、基本的には、これは民間に渡してもいい分があると思います。これだけ量があれば民間に渡していいと思いますので、これを検討していただきたいと思います。

委員長

次に202ページ、し尿処理費、し尿収集費について、八児委員の質疑を許します。

八児委員

202ページ、し尿処理費でございます。し尿収集費についてでございますが、飯塚市のし尿収集体制についてお伺いいたします。

環境施設課長

本市のし尿収集運搬を行う業者は10業者を許可しております。処理施設は飯塚地区を収集する業者と直営は飯塚市目尾の環境センターに、穂波地区と筑穂地区を収集する業者は飯塚市楽市の穂波苑へ、庄内地区と穎田地区を収集する業者は、嘉麻市山野の汚泥再生処理センターへそれぞれ搬入しております。いずれも定期的な周期で、月平均2万4455世帯の収集を行っております。

八児委員

それでは直営の収集台数及び作業員人員における直営と許可業者の比率についてお伺いをいたします。

環境施設課長

し尿収集における直営の収集台数は3台、職員数は7人体制となっております。また、許可業者は収集車両51台で、作業員は117人です。これは収集車1台に2.3人で収集作業にあっていることによるものです。よって、直営と委託業者の比率については収集台数及び作業員ともに直営が5.6%、許可業者が94.4%となっております。

八児委員

それではもう1つ、し尿収集量における直営と許可業者の比率についてお伺いをいたします。

環境施設課長

平成23年度の直営におけるし尿収集量は6,290キロリットルで、許可業者のし尿収集量は6万7085キロリットルとなっております。よって、直営と許可業者の比率は、直営が8.6%、許可業者が91.4%となります。

八児委員

これもですね、基本的に言えばですね、旧穂波町では全部民間でやっていたと、こういうものが私の頭にあるわけですけど、民間と直営に分けられた理由、この理由についてお願いします。

環境施設課長

これもごみと同じでございますが、旧飯塚地区におきまして先ほど申し上げましたように収集台数3台、職員7人体制で行ってきたところでございます。基本的にし尿につきましては許可という形の中でそれぞれ独立採算でやられています。これにつきましても、し尿収集につき

ましては年々ですね、し尿の量が減少してきているという状況もございまして、これにつきましても将来を見据えた中で検討してまいりたいというふうを考えております。

八児委員

課長が言われましたように将来を見据えて、しっかり検討していただきたいと思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

他に質疑はないようですから、第3款 民生費および第4款 衛生費についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第13号までの以上13件については本日の審査をこの程度にとどめ、あす10月30日、午前10時から委員会を開き審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもちまして平成23年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でございました。